

財団法人
国際民商事法センター

ICCLC

1996年 創刊号

目 次

創刊号1996年11月

第一部 創刊によせて

創刊のごあいさつ	会 長 伊 藤 正	1
創刊によせて	特別顧問 豊田章一郎	3
創刊によせて	理 事 長 岡 村 泰 孝	5
発刊によせて	法務総合研究所長 吉 村 徳 則	7

第二部 財団の活動について

財団活動報告	事務局長 金子 浩之	9
1 理事会・設立記念式典		
理事会議事録		11
ごあいさつ	会 長 伊 藤 正	15
ごあいさつ	特別顧問 三ヶ月 章	17
2 ヴィエトナム国法整備支援研修		
ヴィエトナム研修報告		21
講演録	研 修 員 M r . H U E	31
講義録	特別顧問 三ヶ月 章	39
講義録	日商岩井(株)取締役 堀 龍 児	49
シンポジウム総括		53
シンポジウム議事録		57

3 事務局だより

今後の活動予定	75
役員改選結果報告	81
休憩室	83
研修雑記帳	87

第三部 資料

理事・監事名簿	91
評議員名簿	93
学術評議員名簿	95
設立趣意書	97
寄附行為	99
会員及び会費規則	107

編集後記

第 一 部

創刊によせて

創刊のごあいさつ

財団法人国際民商事法センター
会長 伊藤 正



国際民商事法センターの機関誌第一号の発刊にあたり、本財団の設立に至りました経緯をご説明し、私のごあいさつとさせていただきます。

法務省におかれましては、近年市場経済に移行しつつあるアジア及びその周辺諸国から経済活動に必要な法制度の基盤整備について支援要請を受け、これに積極的に対応されておりますが、アジア諸国との貿易や事業推進に直接取り組んでおります民間の協力を得て、これら活動の一段の飛躍発展を計りたいとの意向をお聞きしました。私自身も中国、ヴィエトナム、ミャンマー等との商売や事業の推進に当たって、各国の法制度の不備のため色々の問題があることは常々実感していたところでありまして、法務省のこれら諸国に対する支援取組に協力することは意義のあるものと考えました。また、ASEAN、NIES など発展をとげつつある国とも法制度に関する情報の交換を行い、その結果我国とこれら諸国が法制面で共通の理解をもち、共通の基盤で経済交流ができるようになれば、アジア地域での国際

交流の一段の発展と安定化に大きく寄与するものと確信するに至りました。このため、本財団を設立し、法務省の事業に協力していくことが、経済界にとり将来実りあるものとなると考えまして、微力ながらお世話役を引き受けた次第であります。

この取組につき、豊田経団連会長をはじめ、各界企業のトップの方々にお声をかけましたところ、その趣旨について極めて高い評価を賜り、財団設立にご賛同をいただいたものであります。豊田会長、三ヶ月東大名誉教授には特別顧問を、岡村弁護士には理事長をお引受け頂くと共に、各界でご活躍されております多数の企業人、法曹・学術関係者に本財団の役員に就任いただいております、誠に強力な後ろ盾として感謝しております。

本財団の今後の運営と発展には、中長期的見地で地道な努力を必要としますが、役員・会員の皆様、法務省を始めとする関係者の皆様のご支援、ご協力を得まして、設立の趣旨に沿った立派な財団として成長することを念願しております。

創刊によせて

特別顧問 豊田 章一郎



財団法人国際民商事法センターの機関誌創刊に当たり、一言ご挨拶させていただきます。本財団は、国際貢献を趣旨とし、アジア諸国の民商事法整備に対する支援活動を柱として、平成8年4月16日に発足致しました。

発足から未だ時間が経っておりませんが、既に積極的な活動を展開し、「ヴィエトナム国法整備支援研修」等の大きな成果を挙げております。この研修のシンポジウムでは、私共も、ヴィエトナム研修生の皆様との熱心かつ真摯な討論に参画する機会を与えていただきましたし、皆様には、遠路愛知県まで足を運んでいただき、トヨタ車の生産現場を見ていただくと共に、意見交換もさせていただきました。こうした活動は、活き活きと国づくりに励んでおられる方々に直接触れさせていただく機会となり、地味ではありますが、一つの国際交流として、大変有意義なものであったと実感しております。

私は、本財団の趣旨に賛同し、特別顧問を拝任致しておりますが、一方で、アジア地域の刑事法関係の整備支援を行っている「アジア刑政財団」の名古屋支部長も務めさせていただいております。アジア刑政財団は、昭和57年2月に誕生、名古屋支部は、平成4年1月に発足し、本部・各支部ともに、大変活

発に、かつ充実した活動を展開しております。今後、両財団は、車の両輪となり、アジア諸国の法曹関係者等との交流を通じて、ますます国際貢献活動の場を広めていくものと、大いに期待しております。

こうした国際貢献活動の実を挙げるためには、政府・民間を問わず、あらゆるレベルでの「対話」がますます重要になってくると考えております。ヴィエトナム研修生の方々との対話からも実感したように、対話を通じて、まず自らの役割や協力のあり方を探り、さらに対話を重ね、相互理解を深めると共に、約束したことや目標として掲げたことは必ず「実行」し、実現するために最大限努力するといった、一つ一つの積み重ねが、「信頼関係」の構築につながっていくものであると信じております。

アジアの繁栄を維持し、世界の安定・発展につなげていくためには、「信頼関係」の構築が必要であり、そのための対話や実践の場として、本財団に寄せられる期待は、誠に大きなものがあると考えております。今般、関係者の皆様のご尽力により、本機関誌が創刊される運びとなりましたことは大変喜ばしい限りであり、本財団の目的や活動について、より多くの方々から一層の理解と支持が得られ、国際貢献活動の輪がますます広がり、強固なものとなることを、心から念願する次第であります。

最後に、本財団の発足・活動に当たり、ひとかたならぬご尽力を賜りました会員各位、法務省並びに関係者の皆様に、厚くお礼申し上げますと共に、今後とも引き続き、格別のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

創刊によせて

理事長 岡村 泰孝



国際化の時代において、我が国では、各種の分野、段階での国際協力が進められていますが、法務省OBとして申しますと、刑事司法の分野では、法務省の国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）が、既に約35年の長期にわたり、アジア太平洋地区を中心とする各国の刑事実務家を対象として100回を超える国際研修を実施しています。参加者は、70か国、延べ1,500人以上、ともに参加した日本人研修員を加えると、2,500人以上に及び、この研修を通じて、各国の刑事司法について相互理解を深め、その改善にも役立っている上、卒業生はアジ研ファミリーとしてネットワークを持ち、深い友好、協力関係を保っており、国際協力に資する点も大きいものがあります。

民商事法の分野でも、市場経済へ移行し、国際経済への参入を目指すアジア地域の国々から、法基盤整備のための支援を求められ、法務省としても、これにこたえて、研修の実施等積極的に国際協力を進めていると承ってい

ます。

ところで、国際研修などを通じて、市場経済を発展させるための各種の法律や制度、その運用についての生きた情報を提供し、各国の民商事法の整備、運用に貢献するためには、市場経済社会で活躍している民間企業の協力が是非とも必要であり、また研修の機会に、相互の理解と友好、協力関係を深めるためには、民間レベルでのきめ細やかな支援も必要です。このような諸活動を進めるため、有力企業の皆様を中心として本財団が設立されましたことは誠に時宜を得たものであり、そのご支援に心から感謝申し上げます。

本財団は、設立後の最初の事業として、去る9月、法務総合研究所に協力して、3週間にわたるヴェトナム国法整備支援研修を実施し、その間に、同国研修生と日本側のパネラーによるシンポジウムも開催しました。今後も、このような事業を積極的に推進し、国際協力の実を挙げるよう努める計画であります。

そこで、本財団として、これらの活動の実情等について関係者の皆様にお知らせし、皆様との連絡を密にするため、機関誌（I C C L C）の発行を計画し、今回第1号の誕生を見ましたことは誠に喜ばしいことであります。皆様の率直なご意見、ご批判を得まして、今後一層充実した機関誌に育てるよう努めますのでよろしくお願いします。

発刊によせて

法務総合研究所
所長 吉村 徳則



この度、財団法人国際民商事法センターの事業活動の一環として、会員企業等に対する情報提供等を目的とした機関誌が発刊される運びとなりました。関係者の一人として、誠に喜びに堪えないところです。

財団法人国際民商事法センターは、市場経済への移行と国際市場への参入を目指しているアジア諸国の民商事法に関する法整備支援等の国際協力と、国際研究の推進を目的として設立されたものであり、ヴェトナム、ミャンマー、カンボディア、モンゴル等の国々に対する法整備支援研修等の国際協力はもとより、インターネット等の利用による電子取引の問題、国際取引に伴う担保権確保の問題などの様々な新しい国際経済取引の問題について研究していくなど、今後の活動が期待されるところです。

本誌は、財団法人国際民商事法センターの事業活動であるヴェトナム国法整備支援研修等の国際研修への協力及び海外からの研修生や専門家を交えた国際シンポジウムの開催結果並

びに専門家派遣による現地でのセミナーや調査研究活動及び専門家による国際民商事研究会の調査研究活動等の成果など、貴重な情報や資料が掲載されることと思います。

本誌が、会員各位の情報交換の場だけでなく、大学等研究機関及び海外研究機関等に幅広く利用され、多大なる貢献をもたらす機関誌としてますます充実発展することを心から期待するとともに、発刊に当たり御労苦いただいた方々に感謝を申し上げる次第です。



第 二 部

財団の活動について

財団活動報告

事務局長 金子 浩之

平成8年3月当財団発足より、9月までの当財団の活動につき、下記の通り報告します。

記

1. 財団法人国際民商事法センター設立発起人会開催
日 時：平成8年3月28日（木）
場 所：法曹会館
発 起 人：27名（企業代表25名、有識者個人2名）
決議事項：当財団設立趣意書の件、寄附行為の件、役員等選任の件、寄附申込み及び財産目録の件、初年度及び次年度事業計画書の件、初年度及び次年度収支計算書の件、設立代表者選任の件、議事録署名人選任の件
2. 財団法人国際民商事法センター設立申請許可取得
平成8年4月16日（火）
3. 財団法人国際民商事法センター設立登記
平成8年4月24日（水）
於 東京法務局港出張所
4. 第一回理事会及び設立記念式典開催
日 時：平成8年5月22日（水）
場 所：全国社会福祉協議会・灘尾ホール
出 席 者：理事36名（本人出席10名、委任状出席26名）、
監事2名、特別顧問1名、評議員32名、学術評議員14名、学術協力員6名 他

理 事 会

決議事項：評議員推薦の件，学術評議員推薦の件，会員及び会費に関する規則制定の件，財産管理及び会計処理規則制定の件，旅費規則制定の件，就業規則制定の件
なお，設立記念式典には，長尾法務大臣を始め，河村政務次官，則定事務次官，更に木島JICA理事の臨席をいただいた。

5. 第一回幹部役員懇談会開催

日 時：平成8年7月10日（水）

場 所：法曹会館

出 席：伊藤会長，岡村理事長，枇杷田理事，渡邊理事，小杉理事，小木曾評議員，中川監事 他

6. ヴィエトナム国法整備支援研修実施

期 間：平成8年9月2日（月）～9月20日（金）

於 法務省法務総合研究所 他

詳細についてはヴィエトナム研修報告を参照願います。

7. ヴィエトナム関係・第一回国際民商事法シンポジウム開催

日 時：平成8年9月11日（水）

場 所：法曹会館

パネリスト：ズオーン・ダーン・フェー氏，森島昭夫氏，小杉丈夫氏，射手矢好雄氏，山口憲一氏，原優氏

出 席 者：会員，役員，法務省関係者他，約90名

テ ー マ：ヴィエトナムにおける民商事法の現状と今後の課題

8. ヴィエトナム研修員関西歓迎パーティー開催

日 時：平成8年9月13日（金）

場 所：KKR HOTEL OSAKA

出 席 者：大阪高裁・地裁，法務省関係，公証人，財団役員，学術協力員 他 約60名

1 理事会・設立記念式典

財団法人国際民商事法センター第一回理事会議事録

1 開催日時 平成8年5月22日(水) 16時00分～16時30分

2 開催場所 東京都千代田区籠が関三丁目3番2号

新籠が関ビル 全社協・凝尾ホール

3 出席者 理事 36人(出席者名簿別添1)

内訳 本人出席 10人

委任状出席 26人

4 付議事項

第1号議案 評議員の推薦の件

第2号議案 学術評議員の推薦の件

第3号議案 会員及び会費に関する規則制定の件

第4号議案 事務処理規則制定の件

第5号議案 財産管理及び会計処理規則制定の件

第6号議案 旅費規則制定の件

第7号議案 就業規則制定の件

5 議 事

寄附行為第23条の規定により、岡村理事長が議長として着席。

(1) 第1号議案 評議員の推薦の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。

(2) 第2号議案 学術評議員の推薦の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。

(3) 第3号議案 会員及び会費に関する規則制定の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。

(4) 第4号議案 事務処理規則制定の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。

(5) 第5号議案 財産管理及び会計処理規則制定の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。

(6) 第6号議案 旅費規則制定の件は、原案どおり全員一致をもって承認可決した。

(7) 第7号議案 就業規則制定の件は、原案とおり全員一致をもって承認可決した。

(8) 議事録署名人選任の件は、下記2名の出席者を全員一致をもって承認可決した。

1 株式会社博報堂会長 磯邊律男

2 弁護士 小杉丈夫

以上をもって、本日の議題はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事署名人とともに記名押印する。

平成8年5月22日

議 長

岡村泰孝 

議事録署名人

株式会社博報堂会長

磯邊律男 

議事録署名人

弁護士

小杉丈夫 

財団法人国際民商事法センター第一回役員会出席者 (7位11順、敬称略)

理事会社

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
旭化成工業(株)	社長	弓倉礼一	常務取締役	徳永哲男
アサヒビール(株)	会長	樋口廣太郎	秘書部副部長	東 作興
石川島播磨重工業(株)	会長	稲葉興作	総務部法規グループ部長	安斎 猛
大阪瓦斯(株)	会長	大西正文	理事・東京駐在	村田修一
関西電力(株)	会長	小林庄一郎	代理人も欠席	
(株)クボタ	会長	三野重和	東京本社管理部審査課長	三木栄二
新日本製鐵(株)	社長	今井 敬	総務部法規担当部長	西川元啓
住友金属工業(株)	会長	新宮旗男	総務部東京法規室長	榎本秀治
住友商事(株)	相談役	伊藤 正	本人出席	
住友電気工業(株)	会長	川上哲郎	法務部長	佐々木保行
東京海上火災保険(株)	社長	河野俊二	取締役総務部長	柿原 彰
(株)東京三菱銀行	頭取	高垣 佑	法務部部長	野田宏二郎
東京電力(株)	会長	那須 翔	取締役総務部長	山本 勝
(株)東芝	会長		法務部長	山下俊一
東レ(株)	社長	前田勝之助	取締役 法務総務部門	柏木正毅
トヨタ自動車(株)	社長	奥田 碩	法務部長 (同 次長)	足立 博 栗波孝昌)
(株)日本興業銀行	頭取	黒澤 洋	法務部長	宮松雅秀
日本電気(株)	会長	関本忠弘	法務部長	岡田不二郎
日本電信電話(株)	社長	児島 仁	法務審査部長	藤田 潔
日本郵船(株)	会長	根本二郎	法規チーム課長代理	福山秀夫
(株)日立製作所	会長	三田勝茂	社長室次長	河崎栄一
松下電器産業(株)	会長	松下正治	社会文化部担当部長	土井智生

会 社 名	理 事		代 理 出 席 者	
	役 職	氏 名	役 職	氏 名
三井物産㈱	会長	江尻宏一郎	文書部長	横谷好一
三菱重工㈱	会長	相川寛太郎	取締役総務部長	谷村思保
三菱商事㈱	会長	路橋晋六	法務部長	池下裕造

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	岡村泰孝	出席
株式会社博報堂 会長	磯邊律男	出席
弁護士	稲田克巳	出席
弁護士	小杉丈夫	出席
弁護士	原田直郎	欠席
法務総合研究所 所長	日野正晴	出席
(財)民事法務協会 会長	枇杷田泰助	出席
㈱電通総研 社長	福川伸次	パーティーのみ出席
(財)交流協会 理事	梁井新一	出席
弁護士	渡邊悟朗	出席
事務局長	金子浩之	出席

ご あ い さ つ

会 長 伊 藤 正

本日は、長尾法務大臣、河村法務政務次官、則定法務事務次官をはじめとする法務省の方々、並びに木島国際協力事業団理事を御来賓としてお迎えをいたしまして、財団法人国際民商事法センターの設立記念式典を挙行することができますことは、誠に喜ばしく感激に堪えないところでございます。本財団の設立につきましては、広く各界企業の方々、政府、法曹並びに学術関係の方々の御理解を得まして、去る4月16日、主務官庁である法務省の設立許可を得ることができました。また、財団の役員には、特別顧問を豊田経団連会長、三ヶ月東大名誉教授にお引受けいただきましたのを始め、理事、評議員、監事、学術評議員としまして、各界有識者、専門家の多数の方々に御就任をいただき、誠に強力な布陣となりました。御協力をいただいた関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

御高承のとおり、本財団の目的は、我が国政府が無償援助の一環として行う、アジア諸国への法基盤整備のための研修、調査、研究等の事業に対し、民間として支援、協力を行うと同時に、内外関係者、関係機関との交流を密にし、民商事法分野の情報を整理、蓄積し、会員の皆様への情報提供を行うなど、会員サービスの体制を作り上げることにあります。

国際経済は、冷戦構造の終結に伴い、資本や技術の世界的規模での移動が急速に拡大しつつあることは言うまでもありませんが、最近の通信、情報伝達の革命的とも言える発展は、国際的取引関係の一層のボーダレス化を押し進めるものと予測されます。かかる国際経済の大きな変化の中で、豊かさを求め、急速に経済発展を遂げつつあるアジア諸国と我が国との関係は、より緊密化し、21世紀へ向けて、より重要なパートナーとなること、まず間違いないありません。アジア諸国との経済関係が緊密化すればするほど、各国の経済関係法規や民商事諸制度が国際的規模で見直され、か

つ相互理解を深めていく必要があります。このような状況の中であって、本財団の設立は誠に時宜を得たものであり、21世紀へのアジア諸国との親密な関係構築に、いささかなりともお役に立てるものと確信いたしております。

民間の財団として、資金面の充実を図り、商プロジェクトへの取り組み体制を地道に築き上げる所存であります。財団単独での活動は極めて限定されており、法務省を始めとする政府関係、国際協力事業団、さらに広く法曹、学術関係者の御指導、御協力を賜りたく、切に御願ひする次第でございます。

本日の財団設立記念式典にあたり、本財団設立に御支援、御協力をいただきました関係者皆様方に重ねて御礼を申し上げ、私の開会のごあいさつとさせていただきます。どうも御静聴ありがとうございます。



本稿は、平成8年5月22日新霞ヶ関ビル灘尾ホールで開催された財団法人国際民商事法センター設立記念式典におけるごあいさつです。

ごあいさつ

特別顧問 三ヶ月 章



一人の民法学者として、財団法人国際民商事法センターの発足のお祝いの言葉を申し述べると同時に、この財団の関係者の一人として、御参会の皆様に対するお礼の言葉を申し上げる機会を与えられまして、誠に光栄に思っております。こういう式典におけるごあいさつとしては、極めて異例ではございますが、法律分野での国際協力については、私の個人的な二つの経験からお話を始めさせていただきたいと存じます。一つはかなり昔の話になりますし、一つはかなり最近のお話でございます。

古いお話と申しますのは、今から40年ほど前になりますが、私がドイツのアレキサンダー・フォン・フンボルト財団の給費生といたしまして、まだ戦火の傷痕の癒えていないドイツに参った時のことでございます。この財団は、人文科学・自然科学の全分野にわたり、世界各国の若い研究者にドイツでの研究の機会を与えるための財団であります。私が参りました頃でさえ、アジア・アフリカ・南北アメリカ・ヨーロッパから100人を超える若手の研究者が給費生として採用されておりました。年齢の最高限は33歳でした。私はまさに33歳という限界ぎりぎりの年齢ではございましたが、それでもまだ若手研究者のはしぐれにすぎませんでした。こうして全世界から集まって参りました若手の研究者の歓迎会に、当時のドイツのホイス大統領とアインシュタインと並び称せられる大物理学者ハイゼンベルク教授のお二方も出席されておりました。

私はこの歓迎会でのホイス大統領のごあいさつを今でもはっきり覚えております。それはこういう趣旨でありました。”ドイツは戦前にもいろいろな国と学術的な交流を持ち多くの留学生を受け入れたけれ

ども、決して行き届いたお世話ができなかった為、全ての人がドイツに対して良い印象を持ってそれぞれの国に帰って行かれたわけではなかったのです。戦争になると、多くの国の学術上の指導者を敵にまわさなければならなかったという苦い経験を持っている。これからのドイツは、このような過ちを繰り返すことなく、文化面で皆さんに喜んでもらえる国になる決意である。その為、このような財団の活動を再開し世界の若手研究者を招いて、そうした我々の決意をお伝えし、併せてこうした理想の実現の為のステップとしてこういう歓迎会を催したのである。”というような趣旨でした。このようなあいさつをされまして、私ども33歳以下の本当に若い研究者に対して、大統領が一人一人握手をして回ってくださったのです。同じように、ハイゼンベルク先生も真剣な眼差しで一人一人の目を見つめつつ、手を固く握ってあいさつをしてくださいました。まだ駆け出しの研究者にすぎなかった私は、何とも言えない感銘を受けまして、今でもその時の印象が私の脳裏から離れないのであります。

このような経験をしてから40年以上が経過いたしました。この財団の活動の成果がどうなったかということですが、結論だけ申し上げますならば、今やこの財団のお世話になった日本の若手研究者たちは既に1,800名近くになっておりますし、そうした人たちは何れもそれぞれの分野で日本の代表的な学者として活躍しておられます。本年3月末にこの財団の40周年記念式典が京都で行われました。その会の交通費もホテル代も、この財団が負担していただきました。この式典においては、京都の国際会議場のあの大讲堂が一杯になる参加者全員が、ドイツ語で、日独両国の抱えております各分野の問題につきまして、率直な討論が行われたのであります。私はその閉会にあたって、日本側を代表して、あいさつを申し上げたのですが、その中で、おそらく世界のヨーロッパ以外の国で、ドイツ語でこうした隔意の無い意見の交換のできるのは日本だけであろうし、そういうことができるようになったのは、まさにこのフンボルト財団が40年以上も努力してくださった成果にほかならないのだという趣旨のことを申し上げたのであります。これが法律の分野での国際協力についての古い方の私の経験であります。

もう一つの比較的新しい経験を次に申し上げます。私は2～3年程

前に法務大臣の職をお受けいたしましたして、いろいろと法務省の諸施設を拝見いたしました。その中の一つに、本日もその所長が御列席になっておられる法務総合研究所と密接な関係のありますアジア極東犯罪防止研究所、通称アジ研という組織がございます。そのアジ研は、アジアを中心とする地域の刑事法の実務家を日本に招きまして、日本の刑事法の実務家も起居を共にしながら刑事法の研鑽に励み、その成果をそれぞれの国に持ち帰るという組織で、既に30年もの歴史を持っているのであります。そうして、その卒業生たちは、先程私が申し上げたドイツのフンボルト財団の同窓生たちと同じように、既に堅固な同窓会的な組織まで作り上げていることを見聞した次第であります。私も、法務大臣在職中、アジアの諸国からの研修員たちが来日され大臣室にあいさつに來られた時などに、かつての私がドイツで大統領や大学者に握手していただいた時の感銘を思い出しながら、こちらの誠意が通じるように相手の目を見つめつつ一人ずつ握手をして回ったこととございました。彼らもそういう態度に対して、非常に喜び、またそれなりの感銘を受けたようだということを肌で感じたのが事実であります。私のような学者出身の大臣にとりましては、こうした経験こそ法務大臣としての仕事の中でも最も深い感銘を受けた行事でありました。

こうした若いアジアの法律家との交流が、これまでのように単に刑事法の分野にととまらず、私が専門としております、そして、これからアジアが直面していかなければならない私法の分野、すなわち民商事法の分野におきましてもこういうふうな組織があったらなあということを、心から感じていたというのが事実であります。そうした思いが、この度の国際民商事法センターの発足ということによりまして、私が夢に描いておりましたような理想的な形で動き出したことにつきて、私は法学者として、また民事法に携わる実務家として、本当に有難いことだという気持ちと同時に、心からそういう会の発足を日本の法律家の一人としてお祝い申し上げたいと思っている次第であります。

おそらく、この財団の成果は、先程述べましたアジ研の仕事と同じように10年経ち、20年経ち、30年経ちましたならば、必ずやアジア全域にわたりまして各国の指導的な民商事法担当者が、私どもが

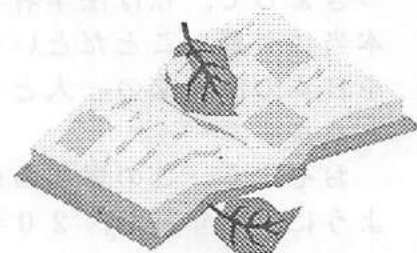
ドイツのあのホイス大統領の言葉をいつまでも思い起こしているのと同じような気持ちを、この日本に対して持ってもらえるのではないかと存じますし、我々フンボルト財団給費生OBたちが組織する同窓会のような組織も、大きく成長し発展するであろうと強く思うのであります。それは日本にとりまして、戦争中の償いになるばかりではなく、やはり日本でなければできない、また日本がしなければならない、大きな文化的事業であると私は確信しているのであります。

本日の財団設立記念式典のごあいさつにあたりまして、極めて異例なかたちではございますが、個人的なお話から入らせていただきました。私の気持ちのあるところをお察しいただきまして、今後ともこの財団の活動に御支援、御協力の程をお願いいたしたいと存じます。私もだんだん年を取ってまいりましたが、最後の御奉公というつもりで、この仕事にできるだけことはさせていただくつもりであります。

重ねまして、本日のこの会の発足を心からお祝い申し上げるとともに、また、一面心からお礼を申し上げて、私のお話を終えさせていただきます。

どうも有難うございました。

本稿は、平成8年5月22日新霞が関ビル灘尾ホールで開催された財団法人国際民商事法センター設立記念式典におけるごあいさつに若干加筆いただいたものです。



2 ヴィエトナム国 法整備支援研修

ヴェトナム国法整備支援研修を終了して

平成8年9月2日（月）から20日（金）までの約3週間にわたり、開発途上国に対する技術協力の一つと位置づけたヴェトナム国法整備支援研修を、国際協力事業団（JICA）の委託を受け、当財団と法務省法務総合研究所との提携協力の下に実施しました。

1 本研修の目的

ヴェトナム国政府は、急速な経済・社会改革に対応するため、各種法律の整備に取り組んでおり、特に市場経済制導入に対応した法体系を緊急に整備する必要があることから、現在各分野の法案毎に法案準備委員会を設置して、立法準備を急いでいます。

そこで、同じアジアにあって同国と文化的、社会的にも共通点が多く、かつ、明治維新以来、近代取引法体系を外国から受け継ぎつつ、円滑に経済発展を遂げてきた我が国の経験、法体系の概要・特徴、立法技術、法執行及び裁判制度等の運用状況などを紹介することにより、同国の法整備を支援する目的で実施するものです。

2 本年度の重点分野

本研修は、ヴェトナム国司法省が、昨年度改正した民法の分野に続いて、本年度は商法の制定を予定していることから、商法を中心に実施することとし、研修員は、ズォーン・ダーン・フェー司法省民事経済法局次長を団長に、商法の制定作業に携わっている立法担当者・裁判官ら法律実務家10名（女性3名）となっています（別紙1参照）。

3 商法関係の研修を要望する理由

ヴェトナム国政府は、戦後処理と経済改革に着手したものの、政府が管理した計画経済の行き詰まりから脱却する必要性が生じたため、1986年に計画経済制から市場経済制への移行を決意し、「ドイモイ（刷新）」政策を推進することを決定しました。しかしながら、市場経済制への移行は、従来の法律のみで対応することは不可能なため、あらゆる面で市場経済制に対応する法律の整備が急務となっています。

特に、諸外国との経済取引を推進するためには、外国資本による投資のための法整備と同時に、国内経済の建て直しのための会社法等の経済法の整備も併せて行う必要に迫られており、本年度は商法関連法の制定を目標としています。

4 研修場所

法務省 法務総合研究所

〒100

東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

電話番号 03(3580)4111(代表)

FAX 03(3511)7213

5 研修カリキュラム

本研修のカリキュラムは、ヴィエトナム国から要望のあった商法に関する分野を中心に構成しました。(別紙2参照)

講師には、三ヶ月特別顧問、枇杷田理事、森島学術評議員、生駒学術評議員の当財団関係者を始め、東京大学・上智大学の教授、最高裁判所局付のほか、法務省民事局・司法法制調査部の局付・部付をお迎えし、専門的な見地から講義を賜りました。

その主な講義内容は、

- (1) 商法概論
- (2) 会社法(日本の会社法の特色と概要)
- (3) 不動産登記・商業登記制度の概要
- (4) 国際商取引法(国際私法を含む)
- (5) 裁判外の紛争解決手段
- (6) 不正競争防止及び消費者保護の概要
- (7) 企業法務担当者から見たヴィエトナムにおける企業活動の問題点
- (8) 企業における商事紛争解決手段

となっており、講義時間の半分を説明の時間とし、残りを質問に当てるという方法で実施しました。

ヴィエトナム国司法省は、弁護士、公証人の分野に関する法律の整備のため、裁判制度の改革を始め、裁判官等法曹資格制度の改善にも力点を置き、日本の裁判制度・法律家養成制度・公証人制度にも関心を寄せていることから、①日本の裁判制度の概要、②法律家養成制度の概要、③公証人制度の概要についても同様に実施しました。

また、研修員を代表して団長のズォーン・ダーン・フェー民事経済法局次長から「ヴィエトナム法整備支援の現状と課題」と題した発表があり、伊藤会長御臨席の中、法務省民事局、法務総合研究所等からの出席者と活発な質疑応答がなされました。

さらに、当財団主催(法務総合研究所共催、法務省民事局・国際協力事業団後援)による「国際民商事法シンポジウム」を9月11日(水)

に法曹会館で開催しました。本シンポジウムでは、「ヴィエトナムにおける民商事法の現状と今後の課題」をテーマとして、森島学術評議員及びフェー団長が基調講演を行い、当財団の関係者のほか、経済界、学界等からの多くの参加者にヴィエトナムの実情を紹介するとともに、その後に行われたパネルディスカッションにおいては、ヴィエトナム国の法制度に詳しい日本の学者、弁護士、企業法務担当者をパネリストに迎え、活発な意見交換を行いました（詳細はシンポジウム総括等を参照願います。）。

研修員は、法務大臣、総務審議官、民事局長ら法務省幹部並びに次長検事ら検察幹部を表敬して日越の交流を深め、大阪では、大阪高等検察庁検事長、大阪地方検察庁検事正、大阪法務局長、大阪府知事、大阪高等裁判所長官、大阪市長を表敬して、関西の法務担当者とも交流を行いました。

見学では、法務省民事局、最高裁判所、東京地方裁判所、弁護士事務所、東京法務局などを訪問して、日本の司法制度、法整備状況について理解を深めるとともに、当財団理事会社のトヨタ自動車株式会社、松下電器産業株式会社の工場等を見学して、日本の最先端技術に触れるなど、とても有意義なものとなりました。



11 ヴィエトナム研修員と財団幹部、研修監理員 平成8年9月11日法曹会館にて

6 研修における講義の通訳

講義は、すべて日本語で行い、これをヴィエトナム語に逐語通訳する方法で実施したため、通訳は、国際協力事業団（JICA）研修監理員の初鹿野マイさんをお願いしました。初鹿野さんは、ヴィエトナム語通訳の第一人者で、各省庁・企業から会議、各種研修等の通訳依頼が多数ある中で、本研修の通訳を引き受けて下さったのみならず、研修のテーマである日本の商法の研修テキストを事前に熟読・研究され、また、各講師のレジュメもヴィエトナム語訳していただく等フル回転で研修に臨んでいただきました。

また、初鹿野さんは、自分自身が講師の説明を理解できないと研修員に通訳しないというプロ意識を持っておられ、そのお陰で講義は中断もなく順調に進行しました。

7 観光

関西への観光旅行を、大阪、京都を中心に実施しました。

大阪では、あいにくの雨と大阪城が修復中で、十分な観光はできませんでしたが、翌日の京都では雨も上がり、三十三間堂、清水寺、金閣寺を訪れ、日本古来の文化と伝統に触れました。

三十三間堂では、仏像に熱心に手を合わせ、清水寺、金閣寺では盛んにシャッターを押しながら、日本の古い建築物の素晴らしさや保存状況の良さに感嘆していました。

初体験の新幹線では、「あまりにも速くて気分が悪くなった。」という研修員もいましたが、「ヴィエトナム国にもハノイからホーチミンまでの新幹線ルートが必要だ。」と興奮気味に話す研修員もいました。

また、東京では、明治神宮、皇居、浅草を訪ね、東京湾クルージングを満喫しました。研修員は伝統ある明治神宮から下町を廻り、豪華なクルーザーでフランス料理の昼食を楽しむなど、ハードスケジュールの中で楽しい思い出の一日になったことと思います。



平成8年9月14日
京都 清水寺にて

8 財団主催のパーティー

研修期間中、国際民商事法シンポジウム終了後と大阪において、研修員と当財団関係者を囲んでのパーティーを開催しました。

特に、大阪では、大阪高等裁判所長官、大阪高等検察庁検事長、大阪法務局長らの裁判所、法務省関係者のほか、公証人、大阪弁護士会副会長ら法曹関係者を来賓にお招きして、「KKR HOTEL OSAKA」で盛大なパーティーを行いました。

研修員一同、氷の彫刻（カジキマグロ）と豪華な料理に驚き、期待はずれの雨となった大阪だけに財団の温かい配慮に心打たれたようです。



岡村理事長と
ヴィエトナム研修員

平成8年9月13日
KKR HOTEL OSAKAにて

9 研修を終了して

研修員は、帰国後研修の結果報告として、首相、司法大臣に報告書を提出し、報告会を開催することになっています。

来年度の研修については、ヴィエトナム国が民事訴訟法、仲裁等の裁判外の紛争解決に関する法律の制定などを予定しているため、是非この分野を研究したいとの要望がなされました。

研修員からは、「今回の研修は非常に効果があった」、「日本にいい印象をもった」という好意的な感想が述べられ、大きな喜びを感じました。

今後は、今回の研修で御指摘を受けた様々な問題点や反省を踏まえ、来年2月に開催される経済取引関係法整備支援コース（第1回国際民商事法研修）に向けて、今回以上の成果が得られるよう努力していきたいと考えております。

ヴィエトナム法整備支援研修研修員名簿

- | | | |
|------|------------------------------------|-------------------|
| (1) | Mr. DUONG DANG HUE (41歳) | 司法省 民事経済法局 次長 |
| | <u>ズォーン</u> <u>ダーン</u> <u>フエー</u> | 男 |
| (2) | Mr. NGUYEN TAT VIEN (42歳) | 民主法律編集長 |
| | <u>グエン</u> <u>タット</u> <u>ヴィエン</u> | 男 |
| (3) | Ms. TRAN THI NGHIA (45歳) | ハノイ裁判所 判事 |
| | <u>チャン</u> <u>ティ</u> <u>ギーア</u> | 女 |
| (4) | Mr. DINH VAN THANH (42歳) | ハノイ法科大学 講師 |
| | <u>ディン</u> <u>ヴァン</u> <u>ターン</u> | 男 |
| (5) | Ms. NGUYEN THUY HIEN (36歳) | 司法省 民事局 法務専門官 |
| | <u>グエン</u> <u>トゥイ</u> <u>ヒエン</u> | 女 |
| (6) | Mr. LE KHAC HAI (43歳) | 審判科学研究所研究官 |
| | <u>レー</u> <u>カック</u> <u>ハイ</u> | 男 |
| (7) | Ms. TRAN THIEN LY (35歳) | 司法省 ホーチミン市分室法務専門官 |
| | <u>チャン</u> <u>ティエン</u> <u>リー</u> | 女 |
| (8) | Mr. NGUYEN KHANH NGOC (32歳) | 司法省 国際法局 法務専門官 |
| | <u>グエン</u> <u>キャン</u> <u>ゴック</u> | 男 |
| (9) | Mr. LOU TIEN DUNG (31歳) | 最高人民裁判所長官秘書官 |
| | <u>リウ</u> <u>ティエン</u> <u>ズウォーン</u> | 男 |
| (10) | Mr. DO HUNG CUONG (35歳) | 司法省 法務専門官 |
| | <u>ドー</u> <u>フーン</u> <u>クォーン</u> | 男 |

ヴィエトナム国法整備支援研修日程表

月 日	曜	9:30	12:00	14:00	17:00
9 月 2		10:00～10:30 おエンテション 10:30～11:00 所長表敬	11:00～12:00 法務大臣 総務審議官 民事局長 調査部長 表敬	13:30～14:30 法務省の機構 と役割 法総研 総務企画部長 小木曾國隆	14:45～16:00 講 話 元法務大臣 三ヶ月 章 16:00～17:00 検事総長表敬 民事局見学
3	火	日本の法律制度 (民商法を中心に) 民事法務協会会長 (元法務省民事局長) 枇杷田泰助	日本の法律制度 Q&A	日本の裁判制度の概要 最高裁総務局付 丹羽敏彦	日本の裁判制度の概要 Q&A
4	水	ヴィエトナム法整備の現状と課題—商法を中心として(研修員1名の発表と質疑応答) (国籍法・婚姻家族法の改正に昨年の研修の成果がどのように影響したかも含む)	不動産登記制度の概要 民事局 局付検事 佐藤哲治	不動産登記制度の概要 Q&A	
5	木	商法概論Ⅰ(日本の商法の成立と変遷及び外国法との比較) 東京大学 神田秀樹教授	商法概論Ⅰ Q&A		
6	金	商法概論Ⅱ(日本の商法の法体系及び商法総則) 東京大学 山下友信教授	商法概論Ⅱ Q&A		
7	土	休み			
8	日	休み			

月 日	曜	9:30 12:00	14:00 17:00
9 9	月	会社法（日本の会社法の特色と概要） 民事局 局付検事 市原義孝	会社法Q&A
10	火	商業登記制度の概要 法総研総務企画部付検事 鳥本喜章	商業登記制度の概要 Q&A 東京法務局見学（不動産登記及び商業登記部門）
11	水	国際商取引法（国際 私法を含む） 上智大学 小林秀之教授	国際商取引法 Q&A 国際民商事シンポジウム パーティー
12	木	見学旅行1日目 東京→名古屋（トヨタ工場見学）→大阪 大阪泊	
13	金	見学旅行2日目 午前 大阪法務局長・大阪府知事・大阪高等裁判所長官・大 阪地方裁判所長・大阪市長表敬 午後 松下電器見学・大阪高等検察庁検事長・大阪地方検察 庁検事正表敬	16:00～17:00 公証人職の概要 公証人 生駒 啓 17:30～19:00 パーティー（KKR） 大阪泊
14	土	見学旅行3日目 大阪→京都（京都市内見学）→東京	
15	日	休み	

月 日	曜 日	9:30 12:00	14:00 17:00
9 月 16		東京都内観光 (明治神宮→皇居→浅草→東京湾クルージング)	
17	火	裁判外の紛争解決手 続 東京大学 太田勝造助教授	裁判外の紛争解決手 段Q&A 見学 東京地方裁判所・最高裁判所
18	水	法律家の役割と法律 家養成制度 司法法制調査部 部付検事 後藤 博	法律家の役割と法律 家養成制度Q&A 見学 弁護士事務所・司法研修所
19	木	企業法務担当者から見たヴィエトナムに おける企業活動の問題点 日商岩井株式会社 取締役 堀 龍 児	不正競争防止及び消費 者保護制度の概要 上智大学 森脇昭夫教授
20	金	企業における商事紛争解決手段 (座談会) 企業法務担当者他	14:00~15:00 評価会 15:00~ 修了証書 授与式
21	土	研修員帰国	
22	日		



ヴィエトナム経済法の現状及び今後の推移

ヴィエトナム国司法省
民事経済法局次長
ズォーン・ダーン・フェー

I 施行中のヴィエトナム経済法の現状と長所

ヴィエトナム国は、1986年から今日まで新しい発展段階に移り、社会生活のあらゆる分野で刷新が行われ、中でも経済の刷新には著しいものがある。

- 1 政府管理下の社会主義指向市場経済ルールに基づいて多セクター経済機構を成功させるには、我々は経済関連の諸法律を最も重視する。

我が国のドイ・モイ事業の中心的な任務は経済改革であるため、ここ数年来、経済関連法の改革が当然立法活動の最も重要な課題となっている。

このことは、過去10年間に多数の法律・法令が制定されたことのみならず、経済法の基本的な内容が変更されたことによって証明される。これは現行ヴィエトナム経済法システムの質的変化のターニングポイントでもある。

- 2 経済法は、生産、経営活動を実現する過程及びこれらの活動に対する政府管理の過程に発生する社会的諸関係を調整することを目的として、国家（国会、政府、各省庁及び各人民委員会）によって制定される、すべての法律・法令のことを指すと理解している。

よって、経済法は総体的概念であり、事業形態、経済契約、労働又は経営における審判機構の組織及び活動、破産、不当競争防止等を規定する法律である。

- 3 10年間の構築と改正を経て、ヴィエトナムは初めて新しい経済機構のニーズに対応できる経済法システムを確立した。

我々が達成した経済発展の諸成果には、法律とりわけ経済法の

貢献が大きかった。そのような役割を発揮できたのは、現行の経済法が以下の長所を有するからである。

- (1) 経済法はヴィエトナムの自由経済原則を認めるにとどまらず、その実現に十分かつ確固たる根拠を与えている。

1986年以前のヴィエトナム経済は、厳しい状態が続いた。その主な理由は、自由経済原則が法的に認められず保護されなかったからである。当時、経済活動に参加したいヴィエトナム国民は、集団経済組織（合作社）又は国家の経済組織（国営企業）のどちらかに加入しなければならなかった。その結果、民間の多くの物資と知恵が生産活動に投入されずにむだになった。そのため経済活動はじり貧になり、単調、停滞、低効率が続いた。

しかし、今日において、経営・経済活動はもはや国営企業や合作社の独占分野ではない。すべてのヴィエトナム国民は、法律で規定された条件を具備すれば、自己の事業所あるいは他人と組んで有限責任会社、株式会社、合作社のような事業形態の会社を設立することができる。

したがって、事業を設立できる主体の範囲を広げたことは、ヴィエトナムの法律が承認した自由経営の最初でかつ最も重要なシンボルである。事業の選択、経営の規模、投資先等、自由経営権のその他の要素も法律で認められ、保護されている。

ヴィエトナムにおける自由経営権を認めるに当たって、1990年12月21日に国会で採択された民間事業法と会社法の功績が大きい。しかし、我々が思うには、自由経営にも限界と条件がある。

例えば、どんな主体が経営が可又は不可か、何を経営できるか、何を禁止あるいは制限されるか等である。

- (2) 自由契約の原則も認められた。

この点は、ヴィエトナム経済法の次に注目される長所である。

例えば、以前は、契約関係の自由設定が制限され、経済契約の締結は義務であった（1975年5月23日政府決

議第54／CP第2条）が、現在は自由契約権が認められた。経済契約法令（現行の経済契約関係を調整する主要な法令）第4条によれば、経済契約の締結は、事業者の権利であり義務ではない。経営主体が自由に契約できれば、取引相手を自由に選ぶことが可能になり、取引の内容（対象、価格、義務履行期日）及びその厳正な実行を保証する財政的責任処理等を自由に決定することも可能となる。

- （3） 所有形態、経営規模を問わず、すべての事業者が法の下に平等である原則も正式に認められた。

市場経済の本質は、法の枠組みの中の自由経営と自由競争である。しかし、その実現を保障する前提がなければ確保できないだろう。前提の一つは、すべての経営主体が法の下に平等に扱われる権利である。もし事業者ごとに異なった取扱いがあれば、経済発展の動力である真の競争を確保できない。そのため、1990年の民間事業法第3条及び会社法第4条、また、その後1992年の憲法第22条が次のように厳粛に宣言した。「すべての経済セクターの事業所は、法律の下に平等である」。法の下での平等とは、同じ環境と同じ条件の下では、すべての事業者が同等の機会と行動の可能性を与えられることである。

例えば、取引に当たって、契約の機会が与えられ、契約違反が発生した場合は、すべての人が経済裁判所又はその他の審判機関に提訴する権利を有し、損害を被った場合は、すべての人が法律で規定された同じ条件と同じ金額の賠償を請求する権利を有する。

- （4） ヴィエトナムの現行の経済法は、事業者、とりわけ国営企業に対して、その生産経営活動中に発生する問題についての解決権限を広く与えている。

現行法によると、設立された事業所は、プロヴィンスの人民委員会内の計画投資局に事業登記の手続を完了すれば、合法的な経営活動を進めることができる。

国営企業を含め、すべての事業者は、経営過程において、事業の財産、労働、賃金、商品、サービスの価格等に関連

するほとんどの問題に対する決定権を有する。計画経済時代に比べ、今日国営企業も含めた事業所の生産経営活動に対する政府の干渉がかなり制限される。

例として、以前には財産管理に関して、国営企業には占有権と使用権しかなく、決定権は非常に制限されていた。

しかし、1995年4月に制定された国営企業法によって、国営企業の財産決定権が拡大された。同法の第6条によると、国営企業は、政府から交付された財産に対し、占有権、使用権と決定権を有し、この決定権は特別重要な財産に対してのみ制限される。特別重要な財産の譲渡、貸出、担保、質入の際、権限のある国家機関の同意が必要である。事業者の権限拡大を経済法に規定することによって、事業者が初めて独立した経営主体になり、生産・経営における主導権と創造性を発揮できるようになる。その事業者の自己の利益のために発揮された主導権と創造性は、やがて企業の発展の原動力になり、そして経済全体の発展の原動力にもなりうる。

- (5) 経済紛争に対する審判機構が出そろったため、事業者の権利と合法的利益が保障される。

我々が思うには、投資家の権利と合法的利益を効果的に保障する制度がなければ大規模投資を奨励できず、経済発展も得られない。そのため、過去数年間、我々は経済紛争に関する審判機構の再構築に大変な労力を注いだ。

ヴェトナム唯一の経済紛争の調停機関である国家経済仲裁機構が新制度になじまず、30年間以上の活動(1960年から1994年7月1日まで)に終止符を打った。我々はかわりに経済裁判所を設立した。その主な機能は、経済紛争の審判と事業所の破産宣告である。この国家審判機関以外に、政府は「ヴェトナム国際仲裁センター」及び「民間経済仲裁機構」の設立を許可した。これらの機関は、当事者の要請があればすべての経済紛争に対して審判調停する機能を持つ。また、労使間に発生する紛争の解決のため、政府機関が必要と認識され、労働裁判所が新設さ

れた。さらに、国民が、自由経営権を含む個人の権利を行使できるように、我々は行政裁判所を設立した。その一つの機能は、申請者に対して事業設立許可書あるいは事業登記証明書を不合法に拒否した役人を裁判することである。したがって、多くの審判機関を設立したことも現行のヴェトナム経済法の一つの長所と言えよう。



スティーヴ・ダーツ・フェー氏（右）と初鹿野研修監理員（左）

Ⅱ ヴィエトナム経済法の今後

この10年間の構築と改正を経て、ヴィエトナムの経済法は新経済制度のニーズには基本的に対応できた。

政府にとっては、経済法は経済活動の効果的な管理の道具であり、事業者たちにとっても自由経営権の行使に有効な手段であった。

しかし、現行の経済法にはまだ多くの問題が内在し、引き続き補足改善する必要がある。この経済法の役割を強化するために、我々の今後の基本的方針と任務について、以下のように考えている。

1 新しい環境と符合しない決定の内容を引き続き研究し、改善する。

生産・経営の活動ほど活発な活動がないことは実証された。そのため、実生活の中で経済法ほど早く時代遅れになる法律はないと言える。その点を認識して、我々は時代に合致しない制度や規定と共に問題点を早期発見し、解決策を考えることに常に関心を払っている。

例えば、民間事業法と会社法の規定によれば、1990年以来ベトナムでは2段階事業許可制度が存在している。

第1段階は、事業所設立許可申請である。この段階では、事業者が権限のある国の機関に事業所（個人事業所、有限責任会社、株式会社）の設立許可を申請しなければならない。

第2段階は、事業登記である。この段階では、事業者が権限のある国の機関に自己の活動を公開する手続を行い、その機関から事業登記証明書が交付され、ようやく営業活動を開始できる。

この5年間の実施を振り返ってみると、この事業設立及び登記認可制度の欠点をはっきりしている。もっとも基本的な欠点は、国民に対する迷惑である。

そのため、我々は現在、調査研究し、早いうちに事業認可設立制度を廃止し、多くの国々が実施している営業登記手続のみを存続させる予定である。

2 市場経済のニーズに対応できる新しい法律を研究・制定する。

ベトナムは、世界の多くの国々と違って、市場経済制度に移行して日がまだ浅いため、我々にとって経験したことがない問題が多く存在する。そのため、既存の法律を研究・改善するとともに、今までベトナムに存しない法律の準備作業に対しても高い関心を払う。証券市場もその対象である。この証券市場の設立と、市場が効果的に活動できるためには、多くの課題を解決しなければならない。

中でも、この特殊な営業活動に対して、どの官庁が監督する権限を持つのか。証券市場の原則は何であるか。その市場に参加できる対象は誰かなど、これらの問題を明らかにする「証券取引法」の早期研究・制定が課題となる。法的条件が不備であると、証券

市場の形成と運営が困難になることも我々は認識している。実際、多くの国々でこのことは実証されている。

もう一つの問題は、健全な競争の確保である。今、我々政府は非常に関心を抱いている。市場経済の原則は自由競争であるが、しかし、その競争は健全なものでなければならず、統一的かつ的確な「ゲーム法則」に従う必要がある。

しかしながら、我々には、この問題に対処する法規範がまだなく、経営の消極的な現象がよく見られる。これらの現象に対して、効果的に処理や防止をする法的手段がまだない。そのため、不当競争防止法の早期研究・制定は、我が国の新しい課題である。

3 ユニオン・レパブリックの経済法と世界各国の経済法との調和。

統合も我が国の立法活動が解決しなければならない重要な課題である。

我々の基本的な立法活動の原則は、次のとおりである。

ユニオン・レパブリックの法律は、ユニオン・レパブリックの実際条件に符合しなければならない。そうならば初めて法律全体、特に経済法が実生活で効果を発揮できる。しかし、ユニオン・レパブリックは世界の一員であり、主権の尊重、独立、国土保全と双方受益原則に基づき、すべての民族に友誼関係を持ちたい。この目標を達成するには、我々の法律全体、特に経済法が、国際コミュニティに「歩調を合わせ」なければならない。この問題を意識しながら、我々はユニオン・レパブリックの法律を自国の実情に符合させつつ、国際社会での経済交流にも対応できるように様々な改善を行った。しかし、まだ不十分である。そのため、我々は各国の法律を研究し、その経験を我が国の立法活動に応用することに注意を払っている。

4 我々の立法活動において、現行の法律文書の「昇格」が緊急の課題である。

多くの経済政策の重要な決定が、まだ政府文書や省令レベルに規定されているのが実情である。このことによって、投資家の方々は、安心して経営ができない。この心理を打ち消すために、過去数年間、多くの問題が既に法律（国会制定）又は法令（国会常任委員会制定）に規定された。しかし、行政府の制定した文書に比べ、立法府のものはまだまだ少ない。

したがって、経済発展の政策・方針の法律化が、ヴィエトナムの立法関係者にとって引き続き重要かつ長期的な任務である。ヴィエトナム国会が、1996年4月25日に採択した一連の法律・法令の立案・制定の日程がその証拠である。

皆様、経済法はヴィエトナムの法体系の大変重要な部分である。その立法活動に我々は大きな成果を収めた。しかし、達成したものは新しい経済システムの要求に完全に対応できていない。目下、我が国の経済法システムを引き続き改善しなければならない。

御静聴ありがとうございました。

本稿は、平成8年9月11日法曹会館「高砂の間」で開催された国際民商事法シンポジウムにおける講演を和訳したものです。

商法とは？

商法には、形式的意義と実質的意義がある。形式的意義における商法とは、商法という名称を付して制定された法典、すなわち、「商法典」を意味する。これに対し、実質的意義における商法とは、商法として統一的に把握される特定の法域を意味し、その特定の法域について、我が国の通説は、企業関係に特有な法規の総体であると解している。

ところで、我が国の商法典は、第1編「総則」、第2編「会社」、第3編「商行為」、第4編「海商」という構成であり、会社に関する規定が商法典の中に含まれているが、外国では、フランスの会社法、イギリスの会社法、アメリカ合衆国の各州会社法のように、会社法を商法典から離れた独立の単行法で規定する傾向が見られる。ヴィエトナム国においても、すでに「会社法」が単独に制定されている。(1990年)。したがって、ヴィエトナム国で近く制定が予定されている「商法」は、会社に関する規定を含まず、商行為に関するものになるとのことである。

講 話

特 別 顧 問 三ヶ月 章

この度、第3回のヴィエトナム国法整備支援の催しにみなさんが来られましたのを、関係者の一人として心から歓迎申し上げます。

この研修も既に3回目と伺っております。前の2回に参加した方々からのいろいろな情報を得られた上で、来日されたと思いますので、この研修の様子も大分お分かりになっていると存じます。

初めのうちはいろいろと不慣れなこともあったと思いますが、回を重ねるにつれて、ヴィエトナムの方々の認識も深まっておられることと存じます。そうした状況は、同じ形の研修をするにいたしましても、よりよい成果が上がる条件になっている筈であります。したがって、前の二度の研修にもまして、十分な成果を挙げられてお国にお帰りになられることを期待しております。

私は、先程御紹介がありましたように、2年位前まで、民間から、すなわち政治家としてでなしに、学者でありながら法務大臣の仕事を仰せつかっていたという経験がございます。短い期間ではありましたが、政治家出身者としてでなしに、学者として法務大臣の仕事をいろいろとやって参ったのですが、その所管事項の中で一番意義が深い仕事だなという感じを持っておりましてのが、この研修を支援しております法務総合研究所の仕事でした。なぜ私がそういうふうな感じを持ったかということを申し上げたいと思うのでありますが、これはやはり私が政治家ではなくて学者であるということと深く関係しているのです。

そこで、なぜこの法務総合研究所の仕事が、法務省の仕事の中でも、学者としての私をして非常に意義あるものだなと感じさせた理由を申し上げさせていただきます。それは、日本が、これからますますこういう形で、アジアの国々からの方々をお招きして

日本の実情を見ていただくという仕事を積極的にやっていかなければならないのはなぜか、ということと関連いたします。それには理由があります。一つは日本側の事情でありますし、他の一つは、皆様方を含めてのアジアの皆さん方の事情であります。日本の置かれております特殊な環境と申しますか、そこから生ずるいろいろな責任と可能性ということにつきましては、後で触れさせていただきますまして、とりあえず皆様の置かれている状況ということについて、私がどのように感じているかをまず申し上げさせていただきます。

21世紀はアジアの世紀であるということがよく言われておりますし、私も全くそうであると考えております。そうしたアジアの世紀という中であって、私の見ますところ、皆様の祖国のヴィエトナムという国は、その国民の勤勉さ、そこに秘められている能力という点で非常に優れたものがありますので、21世紀はアジアの世紀であるというふうな歴史の流れを引っ張っていく国の一つであると考えております。そうした21世紀はアジアの世紀であるといわれるところでの主導的な役割を果たすという仕事の内容をまず考えてみたいと思います。

一つは言うまでもなくアジア内部の問題でありまして、アジアのいろいろな国々と、皆様の祖国のヴィエトナムとの交流、交渉というふうなものに、どういう形で立ち向かっていくかという問題が一つあるかと思えます。しかし21世紀はアジアの世紀であるということの意味はそれに止まりません。それを越えまして、一方でヨーロッパ、他方でアメリカ、それから第三の極としてのアジア、この三極構造の中で、アジアだけでなしに、ヨーロッパの諸国とも、またアメリカとも、対等な立場に立って法的交渉を進めていくルールを確立しなければならないということが皆さんの責任の一つであろうと思えます。そうしたアジア以外のヨーロッパとかアメリカとの交渉を進めていくルールといたしましては、残念ながら、我々アジア人の歴史の中から生まれて来たアジアの法制というふうなものを基本として、ヨーロッパなりアメリカなりとの交渉を考えていくということは実際問題として不可能であ

ります。そうなりますと、残念なことですが、やはりヨーロッパ及びアメリカすなわちアジア以外の欧米というところを基盤として作り上げられてきたルール、すなわち西欧法というものを採用し、受け入れて、それを駆使しながら、ヨーロッパやアメリカとの交渉に臨んでいく以外にはないと考えております。それは皆様だけではなく、我々日本人もそうでありまして、またアジアの中の他の国々、たとえばインドネシアにしましても、マレーシアにしましても、フィリピンにしましても、シンガポールにしましても、更には漢字文化圏の国々にとりましても、程度の差はあるといたしましても同じような課題に直面しているわけでありまして。

しかしながらこうしたアジアの国々は、過去のマイナスの遺産を多く背負っているのが事実であります。お国ヴィエトナムについて申し上げますならば、かなりの長い間の植民地体制、対外戦争の傷跡、更には内戦などがそういうマイナスの遺産であります。それに止まらず、日本が戦前にお国でいろいろやりました行動も、このマイナスの遺産を増やしているということについて、我々日本人は責任を負っているわけでありまして。それはともかく、そうしたいろいろなマイナスを出来るだけ早く克服いたしまして、速やかに、先程私が申しましたインターナショナルな、即ちヨーロッパに対しても、アメリカに対しても通用するような法的な基盤を整備することが、こうした東南アジアの国々の緊急の必要となってきたのであります。そして、どうしたならばそういうふうな基盤をできるだけ速やかに、また確実に、整備していけるかということは、皆さんを含め東南アジアの諸国がそれぞれ独自の工夫を凝らしていかなければならないところだと思います。以上が、先程私が申し上げました二つの問題の内の一つである皆様の課題になっているのであります。

そこで、先程私が述べました第一の問題に今度は戻って参ります。それは、日本という国がアジアの中でどういうふうな特異な歴史を経験したのか、その結果、法の面でどういう特徴が日本の法律制度の中にあるのか、それをどういう形で皆様に紹介してい

くべきなのか、その成果を参考にさせていただくにはどうしたらいいのか、という問題に入っていくことであります。

それは、この日本という国は、アジア諸国の中では非常に特異な歴史的経験を積んだ国であるということと関連いたします。日本は地図を見れば分かりますように、一番アジアの端の国であります。したがって、19世紀に始まるいわゆる帝国主義の波というものが、この極東の果てにある日本においては、アジア諸国の中で一番影響を少なくすますことが出来たという事情があります。具体的に申しますならば、日本はいわゆる植民地支配ということを経験しないという幸運に恵まれましたし、また植民地支配と言わないまでも、それに準ずるような待遇を受けるということもないまま過ごして行くことができた、アジアの中のほとんど唯一の国であるといっておよそよいかなと思います。

しかしながら、皆様が現在直面しているのと同じような課題、すなわち西洋諸国との法的な交渉というものを円滑にするためには、西洋の法律制度を取り込まなければならないという課題にぶつかっていたことは、皆様の現在の姿と同じであったのです。すなわち、ヨーロッパ、アメリカの法律を受け入れつつ、それを共通のルールとして、ヨーロッパやアメリカに対抗していくという必要が日本にもあったのでありまして、かくて、日本は西洋の法律制度を全く伝統のないアジアに植え付けるという課題に最初にぶつかった国なのですし、しかも強制によってではなしに、全く自力でそういうことをしなければならなかった国であったのであります。そういう具合に、全く自力で西洋の法律をアジアの社会にもってくるといふ課題にぶつかっただけでなしに、その西洋の法律というもののぶつかり合いがまた極めて特殊なものであり、世界に例のない仕方であったのであります。

世界に例がないということをもう少し詳しく申し上げますと、東洋に初めて西洋の法律をもってくると申しましても、西洋にはいろいろな法の流れがあるのであります。世界の法律制度を大きく分けると、大陸法系の制度というのと、英米法系の制度というのに大きく二つに分けられますし、大陸法系の中でまた大きく



二つに分けるとすると、ラテン法系の国すなわちフランスを代表とする法律制度と、ゲルマン法系の国すなわちドイツを代表とする法律制度とがあります。今世界の法律制度を全体として大きく眺めてみますと、最も法的に影響力の多い国の法としては、まずフランスの法があり、ドイツの法があり、アメリカの法があるわけであります。

こうした中で、日本が今から100年以上前に初めて西洋法をアジアの社会にもってこなければならぬという難しい仕事に着手したそのプロセスというのが非常に特異なのであります。それは、先程申しました、世界の法律制度の流れを大きく三分するところのフランスとドイツとアメリカの法律制度の全てを経験し、遍歴しつつ、現在の日本の法律制度を作り上げてきたということであります。世界のどの国を見回してみましても、こうした世界の法のチャンピオンともいうべき国の法律を全部遍歴している国は、日本だけなのであります。

こうしたことを考えて、特に注意すべき点が二つあると思います。一つは、皆さんを包み込むこのアジア地域の性格であります。このアジアの国々の中では、フランス法系の国といえますか、フランスの植民地支配を受けてその法律の影響を受けた国、それからドイツ法系の影響を受けた国、それから英米法の影響を受けた国、という具合に様々の国があります。お話によりますと、今や皆さんのお国では、フランスの影響の痕跡はほとんどなくなっているということでもありますけれども、戦争の前にはやはりフラ

ンスの法律制度というものが、ヴィエトナムの支配の道具として使われていたと私は見ておりますし、それから例えばインドネシアを見てみますと、これはドイツ法そのものではありませんけれども、ドイツ法の親戚という一面は否定できないオランダ法の影響を強く受けておりましたし、フィリピン、シンガポール、香港などは言うまでもなく英米法の影響を非常に強く受けていた国であります。

したがって、アジア諸国が独自の法律制度を作っていくについては、程度の差はあるにしても、フランス法、あるいはドイツ法、あるいは英米法というもののしがらみを克服しながら、自分の国の法律を作っていかなければならないわけではありますが、日本は、実はその全ての国の法律との対決を経験して今の法律制度を作ってきた国なのであります。そういたしますと、アジアではいろいろな法律制度の影響を受けた国が並立しているわけですが、それらの法全体の見通しを立てられるような経験を持っている国としては、日本はほとんど唯一の国でありまして、そういう面から申しましても、ヴィエトナムのみならずアジアの他の諸国の近代法の整備ということにつきましては、日本の経験をいろいろと参考としていただく余地が多いのであります。

第二の点は、そういうふう外国の法律制度を受け入れながら、外国と交渉する共通のルールを探し求めていかなければならないとはいいいながらも、やはりアジア人には白人とは違った法律感情なり、或いは法律的思考の方法がある筈であります。日本人もアジア人の一員ですから、そうした白人とは一味違ったアジア人の法律的な思考というものに対して共感を持つことのできる国民でありまして、そのことはとてもアメリカ人にも、ドイツ人にも、フランス人にも出来ないことであります。日本人は皆様と共通な面を共有しているが故にそれが可能であるという立場にあると私は考えております。ということになりますならば、先程私が述べましたように、戦争中の償いの気持ちをも籠めまして、こうした日本の特有の経験というものを皆様に公開して参考にしていき、それぞれの国が課題として背負っております近代法の整備という

ことになにがしかの応援ができればというのが私どもの率直な気持ちであります。先程私が法務省の仕事の中で一番学者としての立場から見ていい仕事をしておるのは法務総合研究所の仕事であると申しましたのはそういうことを背景としているわけでありす。

こうした着眼をもちまして、法務総合研究所は、主に刑事法分野で既に長い間の研修実施の経験を経ておりますが、ようやく最近になりまして、手を広げて民商事法の分野や、或いは民事の司法制度の分野にも手をのばしてきたのであり、その背後には、やはり一つの歴史的な必然があると考えております。この度のこのヴィエトナム国法整備支援が、民商事法を対象として既に今回を含めて3回目になっているというのは、正にそういう認識の現れであるのですし、おそらく将来を見通すならば、この面での日本と皆さん方との協力の体制強化の必要性はますます増えるのは必然であります。先程も御紹介がありましたように、今年の5月に、正にそういう民商事法の領域でのアジア諸国との交流、研修体制を整備するということを使命とする新しい財団が関西の財界の強力な支援の下に発足したのは、その意味で非常に歓迎すべき事柄であります。

今回の研修において、11日の午後に開かれますシンポジウムは、今私が申し上げました「国際民商事法センター」とこの法務総合研究所の共催という初めての試みでありますし、11月以降には、アジアの他の国についても、「国際民商事法センター」が主体となって、法務省の協力を得ながら、それぞれの国に適した研修を逐次実施していくという予定になっている次第であります。私もこの財団に関係していることは先程御紹介があったとおりですし、法務大臣を辞めましても、財団法人国際民商事法センターの特別顧問という形でこの法務総合研究所ともいろいろと御縁があるのでして、そういうふうな立場から申しましても、この二つの組織が車の両輪のような形で先程申し上げましたような、日本のアジアに対する法的な責任ということを果たしていくことができるようになってきたということに大きな喜びをもつものであり

ます。

そこで、終わりにになりますが、こうした形で、日本が、アジアの皆様との間で効率的な交流をするための研修活動を組織していくにつきまして、我々日本人の側としてはどういう心構えでこれに臨んでいるかという事につきまして申し上げて、御参考にして頂ければと存じます。それは私個人の考えでありますが、それに止まらず法務省の法務総合研究所が研修活動が続けるについて、以前から持っている考えと共通のものがあると存じます。先に申しましたように、日本は19世紀の後半に全く伝統のないアジアの社会に西洋の法を植え付けるという課題に直面したわけですが、そうした課題と現在アジアの諸国、皆さんも含めまして、アジアの諸国が直面している課題の間には共通性があることは確かであります。皆さんが現在いろいろと思い悩んで苦勞しておられる問題はそのまま日本がほんの少し前に大変悩んできた問題と同じような性質のものであります。また、皆さんがそうした課題を突き抜けるための対策というものも、かつて我々が過去においていろいろと模索し、苦勞してきた対策と似通っている面がいろいろあるはずであります。しかし先にも申しましたように、皆さんの祖国が辿った運命と、日本が辿った歴史とはいろいろと違っている点もありますので、日本の経験がそのまま皆さんの課題解決の模範となるとか、手本とするのがいいというふうには決してならないと私は考えております。したがって、私どもは、決して皆さんに対して、日本のやり方を見習って欲しいとか、日本のやり方を学んで欲しいとは言わないつもりでありますし、そういうことを申し上げるということになれば、これは一つの傲慢でありましょうし、また、前にも申し上げましたような戦前の罪亡ぼしをするというつもりでこういう仕事に立ち向かうということとは、やはり両立しない考えであろうと私は考えております。おそらく法務総合研究所の仕事に携わっておられる方も、同じように考えておられると思います。

私が皆さんに希望したいのは、全くの先入観なしに我々の制度の悪いところも含めてはっきりと見定めてお国に帰っていただき

たいということであります。我々の制度には、まだ法の面での先進国の欧米諸国に比べて遅れている点もいろいろありますし、過去の歴史のマイナスの遺産として残っている点も少なくないであります。我々日本の法律に携わる者は、そういうことを自覚しているつもりであります。したがって、自分の国のやり方を皆さん他の国の方々に得意になって勧めるというつもりは全くないのであります。むしろ、同じアジア人として、アジア人としての目で、日本の現在の制度を眺めて、日本の制度の中にはこうした欠陥もあるではないかというふうな率直な指摘を得たいと思っております。それが、本当の意味で、日本とアジアの国々の法律的な友好ということになると思うのであります。そういう形で互いに率直な批判を重ねながら、ヨーロッパやアメリカとは違ったアジア特有の法律制度を作り上げていくということが、先程来申しております、21世紀はアジアの世紀であるということを現実のものとしてゆく方法であると私は確信しております。

どうか私ども日本側が考えておりますところをおくみとりいただきまして、今回の研修はもちろん、また将来一層充実してくるであろうこうした交流の試みを、ますます有意義なものにしていいただくことをお願いいたしまして私のごあいさつといたします。

どうもご静聴ありがとうございました。

本稿は、平成8年9月2日法務総合研究所で開催されたヴィエトナム国法整備支援研修における御講義に若干加筆いただいたものです。

ヴェトナムにおける企業活動と法務上の対応

日商岩井株式会社

取締役 堀 龍児

1 ヴィエトナムにおける企業活動

今、ヴィエトナムは、急速度に経済が発展をしており、日本の企業もヴィエトナムにおいて、積極的に投資・融資を行って、合弁会社を設立する等して、ヴィエトナムの経済発展に大いなる寄与をしていると思います。私の所属している会社は、日本の代表的な総合商社の一つであり、新生ヴィエトナムと当初から友好関係を築いており、ヴィエトナムで積極的な企業活動を行っています。既に多額の投資・融資を行って、ヴィエトナムのパートナーと共に合弁会社を設立してヴィエトナムの会社として企業活動を行っているケースも多くあり、もちろん、ハノイ、ホーチミンに駐在員事務所を置いており、ヴィエトナムと日本との経済活動の橋渡しの役割を担っております。今後も、益々積極的な企業活動を続けて行くつもりです。

ヴィエトナムにおいて、これからの重要なプロジェクトの一つとして、インフラの整備があり、道路、鉄道、空港、電力、石油・ガス等々多くの整備を急ぐ事業があり、日本からも、これに積極的に対応して行くことになるでしょう。日本の企業としては、これらインフラプロジェクトだけでなく、益々増える民間プロジェクトにおいても、積極的に投資・融資を行うことになるでしょうが、多額の投資・融資を行うので、プロジェクトをいかに成功させ、予定通りに事業収益を上げることにより、投資に対する配当を受け、融資に対する元利金の返済を受けるかが重要なことであります。プロジェクトが成功することにより、ヴィエトナム、日本のいずれにも大変有益な結果を生むことになり、それが将来につながるようになります。

2 プロジェクトファイナンスにおけるリスクマネジメント

プロジェクトファイナンスを行うには、多くのリスクが伴うの

で、プロジェクトを成功させるためには、想定されるリスクについていかに回避するのか、いかに保全するのか、いかにミニマイズするのか、いわゆるリスクマネジメントが重要なことであります。

想定されるリスクとしては、パートナーに信用力があるのか、事業に関する許認可に問題がないのか、事業性があるのか、事業設備を完工させるのに何ら支障はないのか、ファイナンスについての為替リスクに対してどのように対処するのか、金利変動リスクに対してどのようにファイナンスを行えば良いのか、取得する保証につき保証人の信用力はあるのか、取得する担保につき担保価値があるのか、事業上や契約上に法的な問題はないのか、等々多くのリスクがあり、これらのリスクをどのようにマネジするのがポイントであります。

3 企業において重要な法律的な対応

プロジェクトに取り組むのに最も注意すべきリスクの一つとして法律的风险があります。合併会社を設立したり、投資をしたり、事業会社を設立するには、法律に適應した手続が必要ですし、合併契約書いわゆるジョイントベンチャー（JV）契約書を作成することが必要です。ファイナンスを行うには、融資契約書を作成することが必要です。保証や担保についても、これらにかかわる契約書を作成することが必要です。プロジェクトに関して、その他法律的な対応が必要な事項は多くありますが、特に外国においてプロジェクトを行うには、契約当事者の国が異なるので尚更法律的な対応が重要となる訳です。

JV契約書や融資契約書を作成するのに、特にどのような点が法律的に重要かと言えば、契約の準拠法をどこの国の法律にするのか、紛争解決を仲裁機関が裁判所のいずれかの管轄とするのか、どこの国の仲裁機関とするのか、或いはどこの国の裁判所とするのか、といった問題があります。準拠法については、ヴェトナムにおいては、未だ完全に整備されていない法律も多くあり、と言って日本法を準拠法として認められない場合には、イギリス等の第三国の法律に準拠するとせざるを得ないケースがあり、或い

は準拠法を敢えて定めないケースもあります。仲裁機関や裁判所についても、ヴィエトナムでは民事訴訟法等が整備されていないところから、と言って日本における仲裁機関や裁判所が認められない場合には、準拠法と同様に第三国の仲裁機関に委ねるか、或いは仲裁機関や裁判所の合意管轄について敢えて定めないというケースもあります。担保設定契約書については、ヴィエトナムにおいて民法が制定されたことから、一応はクリアになっていると思いますが、担保設定にかかる登記が具体的にどうなるのか、担保実行手続はどのようにすればよいのか、等実行面では詰めなければならない点が多くあると思います。その他、契約書作成に当って契約条件を定めるのに多くの法律的な問題があり、これらの問題に対処するには、企業においても法律の専門家が必要となります。

日本の大きな会社を中心として多くの会社が、法律の専門家を配している法務部等の法務業務を担当する部を有しています。特に私共の会社のような大手商社には、しかるべき組織とスタッフをかかえた法務部を有して、国内外の法務業務に専念しています。法務部内には、日本人の専門スタッフ以外に外国人弁護士スタッフをかかえている商社が私共の会社だけでなく、私共の会社以外でもあります。また、アメリカ、ヨーロッパ、アジアに法律専門スタッフを駐在員として派遣しており、まさに国際法務が重要であります。これからは、益々アジア地域における法務業務が重要となって来ますので、法律専門スタッフがさらにアジア地域に駐在員として派遣されるでしょうし、ヴィエトナムの法律専門家が、日本の企業で活躍するのも近い将来にはあると思います。

企業法務部が法律的な業務を行うのに欠かせないのは、弁護士との関係です。弁護士はやはり何と言っても法律につき専門的に詳しく、裁判所関係業務等のオーソリティーです。また、契約書作成能力、契約条件交渉力や紛争解決交渉力にも優れています。企業法務部は、有能な弁護士を顧問弁護士として、共に仕事をすることが多くあります。或いは、企業法務部内に弁護士をスタッフとして迎え入れることもあります。ヴィエトナムにおいても、有能な弁護士は必要な存在となると思います。

4 ヴィエトナムにおける法律的問題の整備の必要性

ヴィエトナムが、現在のように経済が発展し、将来益々発展して行くにつれて、ヴィエトナムにおいて急ぐ必要があるのは、法律的問題の整備であると思います。民法が制定されましたが、この法律にかかわる手続面等に関する法律、例えば、民事訴訟法、民事執行法等の法律が必要ですし、不動産登記等の関係も整備が必要ですし、船舶等についてもどのようにするのかという問題もあると思います。商法等もどうするのかといった問題も、あるようです。それから、やはり、事業を始めるに当たっての許認可手続も、もっと迅速に行われるべきでしょう。その他多くの法律に関する条文上の整備、手続上の整備が必要と思われます。

さらに重要なことは、法律を作ったり、法律手続を進める、法律専門スタッフのさらなる養成も必要ではないかと思っています。中でも法曹関係者の養成が急務ではないかと思っています。

5 今後の友好関係のあり方

今、申し上げましたようにヴィエトナムにおける特に法律専門家の養成が急務ということで、日本の法務省、法務総合研究所が昨年に続いて、今年もかかる研修を催されたことは、本当に良いことであると思いますし、是非、来年、さ来年とずっと続けて頂きたいと思っています。また、日本側もヴィエトナムに行って、同様に研修を行い、さらにはヴィエトナムの方々からもヴィエトナムの情報を教えてもらおうといった、共に学ぶということが必要であると思います。そのことが、まさに今後の友好関係のあり方の基本であると思います。そのためには私共の会社ならびに私も、できるだけの協力をさせて頂きたいと思っています。

本稿は、平成8年9月19日法務総合研究所で開催されたヴィエトナム国法整備支援研修における御講義に若干加筆いただいたものです。

国際民商事法シンポジウム総括

本財団の事業活動の一環として、本年9月11日に法曹会館「高砂の間」において、法務総合研究所との共催、法務省民事局及び国際協力事業団（JICA）の後援を得て、第1回国際民商事法シンポジウムを開催しました。本シンポジウムは、当財団が法務総合研究所と提携協力して実施した、ヴィエトナム国法整備支援研修の研修員と我が国の法律実務家を交え、「ヴィエトナムにおける民商事法の現状と今後の課題」というテーマで行われました。ヴィエトナム民法の制定に尽力された森島昭夫上智大学教授から、「ヴィエトナムにおける民事立法」という演題、ヴィエトナム国のフェー司法省民事経済法局次長から「ヴィエトナムにおける民商事法の現状」という演題で、それぞれ基調講演があり、引き続いて森島教授、フェー次長のほか、小杉丈夫弁護士、射手矢好雄弁護士及び山口憲一トヨタ自動車株式会社国際法務室長をパネリストに迎え、原優法務省民事局参事官の司会によるパネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、先に行われた基調講演を受けて、小杉弁護士から「ヴィエトナム国の法制度の特色と問題点」、射手矢弁護士から「日本企業のヴィエトナム進出に伴う法的問題点と解決策」、山口室長から「トヨタ自動車がヴィエトナムに進出した経緯と問題点等」について、それぞれの経験に基づいた発言をいただき、その後各パネリストから「ヴィエトナム国の法律を把握する方法」、「不動産に対する担保権設定の問題」、「ヴィエトナム国の民事紛争の解決方法」、「民事裁判及び仲裁手続に関する今後の立法スケジュール」等について貴重な意見を賜りました。

シンポジウム終了後に開催したパーティーでは、シンポジウム参加者が、フェー団長以下10名の研修員との懇親を深めるなど、有意義なシンポジウムとなりました。

パネリスト略歴

ヴィエトナム司法省民事経済法局次長 ズォーン・ダーン・フェー氏

昭和47～53年	アゼルバイジャン大学（ソ連法学士取得）
昭和53～60年	法律大学講師
昭和60～63年	トビリシ大学（ソ連博士号取得）
平成 元年	ヴィエトナム司法省入省
平成 2年	ヴィエトナム司法省民事経済法局次長

上智大学教授 森 寫 昭夫氏

昭和33年	東京大学卒業
昭和36年	名古屋大学法学部助教授
昭和46年	名古屋大学法学部教授
平成 8年	上智大学法学部教授

弁護士 小杉 丈夫氏

昭和41年	東京大学卒業
昭和43年	裁判官任官
昭和47年	ハーバード大学大学院卒業
昭和49年	弁護士登録，松尾綜合法律事務所にて執務
平成 元年	日本ローエイシア友好協会副会長

弁護士 射手矢 好雄氏

昭和56年	京都大学卒業
昭和58年	弁護士登録
昭和63年	ハーバード大学大学院卒業
平成 元年	ニューヨーク州弁護士登録
平成 2年	森綜合法律事務所にて執務

トヨタ自動車（株）国際法務室長 山口 憲一氏

昭和 52 年	名古屋大学大学院卒業
昭和 52 年	トヨタ自動車（株）入社
平成 4 年	国内法務室長
平成 6 年	国際法務室長

法務省民事局参事官 原 優氏

昭和 52 年	東京大学卒業
昭和 54 年	裁判官任官
平成 6 年	法務省民事局第五課長
平成 8 年	法務省民事局参事官

研修風景雑感

研修は、基本的なパターンとして、前半が講義、後半がQ & A（質疑応答）方式で行いました。前年の研修でQ & Aを多くしてほしいとの要望から、今回は特にQ & Aを多く取りました。

Q & Aでの研修生の質問は、各講義内容に関する質問が主でしたが、中には、例えば、盗んだバイクを登録して他人に売ったとき、買った人は、所有権を取得するのか、10万円で会社を設立した者がその金を引き出し、次々に10の会社を設立したとき、その会社は、会社として認められるのか、また、犯罪にはならないか、農業や屋台は、商行為にあたるかなど、ヴィエトナム社会で現実に起こっている問題などを踏まえた質問も多くありました。これら研修生から次々に出された質問に対し、講師の皆様方も的確かつ具体的に答えていただいたため、日本の法制度に対する研修生の理解もより深まったことと思います。

講義だとしても一方的になり、社会制度などの違いからなかなか理解しにくい面もあると思われますが、Q & Aを十分とることにより、講師と研修生との互いの意志疎通が深まることで、研修の効果も上がったことと思います。

今後もこのような方式で研修を実施することが必要だと思われます。

第二回 山口・長門府県選出(本) 選挙人名簿

選挙人名簿	選挙人名簿
山口(本) 選挙人名簿	山口(本) 選挙人名簿
山口(本) 選挙人名簿	山口(本) 選挙人名簿
山口(本) 選挙人名簿	山口(本) 選挙人名簿
山口(本) 選挙人名簿	山口(本) 選挙人名簿

山口(本) 選挙人名簿	山口(本) 選挙人名簿
山口(本) 選挙人名簿	山口(本) 選挙人名簿
山口(本) 選挙人名簿	山口(本) 選挙人名簿
山口(本) 選挙人名簿	山口(本) 選挙人名簿
山口(本) 選挙人名簿	山口(本) 選挙人名簿

山口(本) 選挙人名簿

山口(本) 選挙人名簿

山口(本) 選挙人名簿

山口(本) 選挙人名簿

山口(本) 選挙人名簿

山口(本) 選挙人名簿

国際民商事法シンポジウム議事録

原参事官 それでは、パネル討論に移らせていただきます。先程、森島教授とフェー団長から基本講演をしていただきましたので、これらを踏まえて日本側の残り3名のパネリストの方々から順次5分程度の時間で冒頭発言をお願いしたいと思います。本日のパネリストの皆さんは、ヴィエトナム国とのつながりが深い方々でございますので、それぞれの経験談も御紹介いただきながら、ヴィエトナムにおける法整備の現状に対する認識や今後の課題等について御発言をいただければと考えております。まず、小杉弁護士からお願いしたいと思います。小杉弁護士は、アジア太平洋地域の国際的な法律家団体でありますローエイシアの活動に長年従事されておりました、日本ローエイシア協会の副会長もされておられます。したがって、アジア地域の国々の法律事情につきまして非常に精通されておられますし、また、ヴィエトナムの法律事情につきましては、セミナーを実施された御経験もお持ちでございます。そこで、アジア諸国の中でのヴィエトナムの法制度の特色あるいは日本との比較におきまして注目すべきヴィエトナムの法制度といった観点から御発言をお願いできればと考えております。それでは、小杉弁護士お願いいたします。

小杉弁護士 まず、最初に、ヴィエトナムを取り巻くアジアの法制度の情勢をちょっと頭に入れておいた方がこれからの議論によいのではないかと思います。アジアには、英法、コモンローを継受した国がたくさんございます。インド、パキスタン、シンガポール、マレーシアが、こういう国です。これに対して大陸法を継受した国がございます。日本、韓国、台湾というのがこの系統でございます。インドネシアには、ローマンドッチというオランダ法が入っております。また、いくつかの混合形態というのがございまして、例えば、フィリピンだと、最初にスペイン法が入りまして、米西戦争の後にはずっとアメリカ法が入っていく、こういうことになっております。スリランカは、やはり最初にオランダ、つまり、ローマンドッチが入って、その後にイギリスのコモンローが上に乗っかってきた、こういう形でございます。また、ヴィエトナムとの対比で見なければいけないのが中国だろうと思いますが、中国は、西欧の国に支配をされたということがないわけですが、今の経済の状況でいろいろな国の制度を取り入れています。ヴィエトナムは、先程森島先生もちょっと触れられましたが、フランスの支配が60年くらいあったわけですが、その前の中国の

千年の支配から見てもあまりフランス法の影響はないと思っております。ベトナムと中国を比較してみると面白いと思っているわけですが、特に、そこで見なければいけない一つのファクターとしてアメリカの影響といえますか、アメリカのアジアへの進出という物の見方があると思っております。アメリカは、中国に対しては、アメリカの制度を植え付けるということに非常な熱意をもってことを進めているように思います。ベトナムの方は、アメリカとの戦争という事情もありまして、新しく西欧の法が入ってくるという中国と同じような状況に置かれながら、アメリカとの関係が、中国と比べるとかなり希薄のように思います。むしろベトナムは自主的に世界の国の法律を見ながら今法律を作っているということだろうと思います。こういうことを一応頭に置いて今のベトナムの法制を考えるとということが、全体的な視点としては非常に大事だろうと思います。二つ目に市場経済法ということでございます。市場経済ということになると、まず私的所有ということ、それから法的主体がきちっと確立しているということが不可欠だと思います。この点については、森島先生からもフェーさんからも説明があったとおり、ベトナムは、憲法で資産所有の権利ということを確認しております。外国資本についても、国内の事業についても法人格ということを確認しているという法制になっておりまして、その点はきちっと法整備がしてあるなと感じております。実務家の立場からみますと、次に関心があるのは担保です。不動産については先程から説明がありますように土地利用権というものが与えられるということになるものですから、理屈で言えば、そこに担保が設定できるということになります。ただ、どのようにして担保にとるのか、担保権はどういう効力があるのだろうかということがなかなか我々に見えないところが一つの大きな問題だろうと思います。実体法は今整備をされていて、それにももちろん不備なところがありますけれども、我々実務家から一番問題なのは手続法がないということでございます。例えば、担保であればどうやって競売をするのだろうか、判決をとったらどうやって差し押さえて換価して執行していくのだろうか、債権の保全をしようと思ったらどうすればいいのだろうか、という手当てが全く法律としてないというところが問題だと思っています。もう一つ申しておきたいのは、法がシステムとして作動するといえますか、機能するようであればいいわけです。その面のインフラの整備ということがまだ追いついていないと思います。特に弁護士、法律家の養成が不十分でございます。弁護士ということの名乗っている者はおりますけれども、我々がイメージする弁護士というような形での法律

家は、いるとっていいのか、いないとっていいのか、少なくとも我々とはかなりレベルの違う人達がおる。弁護士会はございます。やはり、法の支配ということが、きちんとできていくためには法律家の支配ということが一緒にできていかないと、システムとして働かないということだと思います。先程紹介があったように、私は、ローエイシアというアジアの法律家の団体の副会長をしておりますけれども、ヴィエトナムは、30年前にこのローエイシアができたときの創始メンバーだったのです。1966年です。サイゴン弁護士会がメンバーだったわけですが、1973年を境にして法律家の国際社会に出てこなくなってもう20年になっているわけですね。ヴィエトナムの中で法律家が育ってきて、アジアの国際社会の中に出てきて、そこでほかのアジアの国の法律家とも交流をする、お互いになんか見ると、というような形が早くできることが、これからのヴィエトナムにとって非常に大事なことはないかと思っております。いくつかお話ししたいこともありますが、時間も超過しておりますので、取りあえずここで終わりにします。



原参事官 小杉弁護士、ありがとうございました。ただいまいろいろな観点から御指摘をしていただいたわけでございますが、手続法の問題やインフラの整備、法律家の問題につきましては、後ほどの討論で取り上げたいと思います。ここでは、最初に触れられたアメリカの影響という点、これは、森先生がヴィエトナムに何度も出張されアメリカの弁護士による法支援の状況を見られておりますので、その点について何かコメントがあればいただきたいと思います。二番目に御指摘いただいた担保権の問題、特に、不動産に対する担保権の設定がよく分からないという御指摘がありましたので、民法の制定に関与された御経験からコメントなり御意見をいただければと思います。

森島教授 ご承知のように、アメリカは、ヴィエトナムに対する経済封鎖をつい数年前までやっておりましたので、アメリカ政府が直接表立ってヴィエトナムに対する法整備支援をしていないと思います。この点はフェーさんに伺いたいのですが、私の印象では経済封鎖を解く前からアメリカのローファームはかなりヴィエトナムに入っており、ヴィエトナム人でアメリカで勉強した人を送っています。またアメリカ政府系のある財団は、ヴィエトナムに直接ではありませんけれども、現在タイにメコンデルタ・ロー・センターというのを作って、そこにはヴィエトナム人も招待されています。このロー・センターにはヴィエトナムのほか、カンボジア、ラオス、タイが参加しておりますが、タイは援助する側に入っています。そのほか、いろいろな国際機関を通じてアメリカ人がヴィエトナムで活動をしています。少なくとも私の印象では、日本がやっているよりもアメリカの方が、実際にヴィエトナムの法整備に直接、間接により強い影響を及ぼしているのではないかと、そして、これからはもっと強くなっていくかもしれないと思います。今のところは、オーストラリアが非常に熱心で、留学生を招いたりしていますが、カナダも支援をしておりますので、その意味ではアメリカも含めたコモンロー系統の影響がかなり強くなっているのではないかと思います。

それから、第二の抵当権の問題ですけれども、以前ははっきりした規定はなかったのですが、最終校の段階で、民法第5編「土地利用権の移転」が入りました。その727条から737条までに土地利用権の抵当という条項が入っております。また、土地利用権以外の権利の抵当権については、「民事契約と民事債務」の中に入っております。346条から362条までが抵当権の規定です。ただ、抵当の設定については書いてあるのですが、小杉先生がおっしゃるように、抵当権がどのように実行されるのか、実行の際に抵当権の効力がどこまで及ぶのか、というような細かい点については、これから解釈によって決めることになるのだと思います。当事者の合意によって他の定めがなされていない限り、抵当目的物の賃料及び保険金に抵当権の効力が及ぶという規定とか、抵当目的物は、抵当権設定者が占有、使用し、果実収取権を有するという規定もあります。しかし、日本で問題になっているような、後から持ち込まれた従物はどうなるのか、などいろいろな問題が全く未解決ですので、抵当権を設定しても、いざトラブルが起きると細かいところでどうなるのかなという疑問があります。

原参事官 森島教授、ありがとうございました。今森島教授から御説明があった点についてフェー団長の方から何か補足することがあればお願いしま

す。

フェー団長 アメリカ人のヴィエトナム立法に対する影響は、森島先生の考えに全く賛成です。以前は、アメリカは、ヴィエトナムを認めなかった、ヴィエトナムと敵対関係にあったから、アメリカの法律に対する影響は当然薄かったでしょう。先生がおっしゃったとおり、1995年以後、経済制裁が解除された後、アメリカの影響が徐々に増えております。例えば、最近ヴィエトナム商業省が作った商法の草案ですが、これは、アメリカによって英語に翻訳されて世界銀行の弁護士の方に見てもらっています。抵当権に関しても、私は先生と同感です。ヴィエトナムの抵当権に関しては、ヴィエトナムでは民法ができる前に経済法など多くの法律で言及していました。しかし、抵当権に関する民事的な関係を強制するのは、やはり民法の第5編ができるまで待たなければならなかったのです。以上です。

原参事官 フェー団長、どうもありがとうございました。それでは、次に、射手矢弁護士に冒頭発言をお願いしたいと思います。射手矢弁護士は、中国の法制度についても精通されておられますが、最近ではヴィエトナムに進出している日本企業の合併契約の締結等に関与されておられます。日本からヴィエトナムへの投資は、近年非常に急増しております、1996年3月末現在で115プロジェクト、19億6800万ドルに達しており、日本は、ヴィエトナムにとって第二位の投資国になっております。ヴィエトナム政府は、外国企業の誘致を促進するために1994年に工業団地法というものを制定しまして工業団地の開発に乗り出しておりますが、ハノイ近郊の野村ハイフォン工業団地、ホーチミン近郊のロンビン工業団地の開発やヴィエトナム・シンガポール工業団地の開発には日本企業が参画しております。射手矢弁護士は、今申しました野村ハイフォン工業団地の開発にも関与されたと聞いておりますので、日本企業がヴィエトナムに進出する場合にこういったことが問題になり、それをどのように解決されているのかといったことを中心に御発言願えればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

射手矢弁護士 射手矢でございます。小杉先生の方からは、全体的な視点でお話をいただきましたので、私の方からは、ヴィエトナム投資に関与する弁護士として多少実務的な観点からお話をしたいと思っております。まず、第一の問題点であります、正直言いまして法律の内容がよく分からない、これが一番頭を悩ますところでございます。よく省レベルでの細かい規定が多いとか、それが頻繁に変わるということが言われます。問題は、それもありますが、それ以前に日本におります私達にヴィエトナムの法律がど

うなっているのか情報が伝わってこない、これが一番苦勞するところです。したがって、現在の法律がどうなっているか、それから今後どんどん作られてまいります立法をどうフォローするか、それが課題だと思います。

第二に、そうは申しまして、外国投資に関する基本的な法律はほぼ明らかになっておりますので、これをきちんと把握することが重要であります。毎年のように法律ができておまして、1992年に今の外国投資法が改正されております。1993年にはその施行細則ができております。1994年にプロジェクトの審査に関する規定というのができております。1995年には外国投資に関するガイドラインもできております。そして、今年1996年の7月からは民法も施行されました。これらの部分だけに限りまして、法律を把握していると外国投資にとって非常に有利であります。すなわち、法律の存在する部分については、法律を利用することができます。そして、法律のない部分について、私は、契約で規定すればよいと考えております。法律がないから危なくて投資できないということも言われますが、発想を変えれば、逆にチャンスではないかと思っております。つまり、合併契約等できちんと契約をすれば、決して権利関係を守ることは難しくないと思います。

次に、各論であります。ドイモイ政策、社会主義市場経済からくる法律の特殊性というのを理解する必要があります。つまり、市場経済と申しまして、頭に社会主義というのが付くわけですから、やはり国家のコントロールという側面があります。すなわち、プロジェクトをするためにはすべて認可が必要であります。したがって、日本企業といたしましては、合併のプロジェクトをするに当たりまして合併当事者であるヴィエトナム側だけではなく、ヴィエトナム政府とも交渉しなければならないという二面性がございます。これは、中国でも同様でありまして、投資家にとって最も頭を悩ますところではないかと思っております。次に、社会主義市場経済なんです。土地は、国家のものであるというこの原則からくる特殊性もございます。そして、日本法には概念のない土地所有権という問題がありまして、これについては、やはり日本とヴィエトナムでは考え方が違いますので、問題がでてまいります。特殊性の第三であります。外国資本を導入するという目的は、ヴィエトナム国家から見れば、ヴィエトナム国家を発展させるためだと、そういう目的があることを忘れてはならないと思います。これがどういう側面で現れるかですが、例えば、技術譲渡について非常に厳しい制限がなされることがあります。また、日本側が機械等を現物出資する場合にそれを厳しく評価査定されるということもあります。

また、ジョイントベンチャーは未来永劫に続くものではなく、存続期間というものがあります。そういう特殊性があるということでもあります。

あと簡単に中国と比較いたします。ドイモイ政策、あるいは社会主義市場経済ということで、社会主義政策の中で市場経済を導入する、この意味でベトナムと中国は非常に似ているというのは事実であります。したがって、我々実務をやっておりますと、中国の経験が役にたつということもあります。大筋では似ておりますが、異なる点も多数あります。別の国家ですから異なるのは当然であります。例えば、取締役会の決議要件であります。ベトナムの場合には過半数ではなく、全員一致もしくは3分の2以上というふうになっております。また、会社の経営につきましても、中国の場合は日本語でいえば会長と社長の二本立てになっておりますが、ベトナムの場合には社長一本立てになっております。というわけで、いろいろなベトナムの問題点がありますが、ベトナム法の内容をよく理解して投資に活かしていくことが重要かと考えます。以上です。

原参事官 射手矢弁護士、どうもありがとうございました。御指摘いただいた点、もし時間があれば他のパネリストの皆さんからコメントをいただきたいのですが、時間の関係から、一点だけ冒頭御指摘いただいた点、すなわち、法律の制定・改廃が進んでおり、現在どういう法律が有効に機能しているのかよく分からないという御指摘、この点についてどうやったらベトナムの法律を正確に把握することができるのかフェー団長の方からアドバイスをいただければと思います。

フェー団長 おっしゃるとおり、ベトナムで仕事をしようと思えば、まず、ベトナムの法律を研究する必要があります。ベトナムの法律は、制定されたばかりですけども、かなり複雑になっております。皆様が全体像が分からないというのはもっともだと思います。なぜなら、私達も全体像が分からないからです。しかし、ベトナムの法律がどこまで改正されるか、どう動いてるか、それをつかむには、こういう方法があります。まず一番の近道としては、ベトナム官報、オフィシャル・ガゼットを見ることではないかと思います。このオフィシャル・ガゼットは、首相府によって発行されます。毎週か、毎月かという質問については、あまり決まりはないので定期的ではない。この前皆様の官報を見せていただきましたが、即日で、ニュースが早いので、感心しております。私達は、まだできません。オフィシャル・ガゼットを通してベトナム法を勉強する一番有利な点は、最も正確な情報を得られるということです。第二の方

法として、本屋でヴェトナムの最新の法律の本を系統的に買い揃えることです。もし、皆様が本当にヴェトナムの外国投資法の全部が知りたいのであれば、MPI、計画投資省の出版局に出向いてそこで全部揃えるべきです。もし、ヴェトナムの民事関係の法律を全部揃えたいのであれば、ヴェトナムの司法省に出向いて、あるいは、裁判所、最高裁に出向いて揃えるのがいいと思います。土地に関する細かい規定に関しては、地政総局のところに全部法令の文書があります。幸い、そういうところにバイリンガル、ヴェトナムと英語の文書がそろっているから分かりやすいと思います。時々フランス語の翻訳がありますが、まだ日本語の翻訳はありません。なぜなら、ヴェトナムで日本語の分かる人は大変に少ないです。第三の道として、おそらく投資家の皆さんは、団体でそろってヴェトナムに出かけて法律が今どうなっているかセミナーを開いたらいいと思います。例えば、私達は、来る前は日本の法律について申し訳ないけどチンプンカンプンでした。しかし、10日間講義を受けて大体その概要が見えてきました。以上です。

原参事官 フェー団長、貴重なアドバイスどうもありがとうございました。

それでは、冒頭発言の最後として、トヨタ自動車法務部の山口国際法務室長に御発言をお願いしたいと思いますが、その前に少しだけ私の経験談に触れさせていただきたいと思います。実は、本日このパネル討論の司会役を仰せつかりました原因といたしますか、理由は、私が日本とヴェトナムとの司法協力プログラムにより、二度ハノイへ行ったことがあるからです。その際非常に驚きましたのは、朝晩のラッシュ時に道路が自転車とオートバイであふれんばかりになっていたということです。聞くところによりますと、オートバイのほとんどが日本製だということでございます。日本製のオートバイと自転車が洪水のように続いている中を自動車がけたたましくクラクションを鳴らしながら通っていく、そういう状況だったわけです。先程来、1986年のドイモイ政策により、ヴェトナムがめざましい経済成長を遂げているという話が出ております。現在の経済成長がこのまま続きますと、私は、近い将来ヴェトナムの道路は自動車特に日本製の自動車であふれるんじゃないかという感じを受けたわけです。そういう意味でヴェトナムは、日本の自動車産業にとりまして、非常に魅力的な市場だと思われるわけです。山口さんのおられるトヨタ自動車は、日本の自動車メーカーの中でも比較的早くヴェトナムに進出されておられますので、山口室長には、トヨタ自動車がヴェトナムに進出された経緯、理由あるいは進出の際に遭遇した問題点等につきまして御発言をお願いしたいと思います。

います。どうぞよろしく願います。

山口室長 トヨタ自動車の法務部の山口でございます。今、原さんからお話がありましたが、できましたらトヨタ自動車の車でヴィエトナムがいっぱいになればと思います。まず、トヨタ自動車のヴィエトナムへの進出の経緯について若干触れさせていただきまして、その後に我々が経験いたしました法的問題点について簡単な説明をさせていただきます。まず、進出の経緯でございますけれども、米国の対越制裁の一部解除の動きもございまして、1993年6月にハノイに駐在事務所を設立いたしました。その後、駐在事務所を通じまして現地生産の可能性について勉強しておりましたが、設立から間もない1993年12月には、ヴィエトナム政府に対しまして生産意向書のプレゼンを行うに至りました。一見順調のように見えますけれども、1993年5月には、既にクライスラー、韓国の大宇自動車が生産意向書を政府の方に提出しておりまして、必ずしもトヨタ自動車が発組ということではございませんでした。1994年の2月に米国の対越制裁の全面解除がございまして、1994年の5月18日だったと思いますが、ヴィエトナム重工業省と共同でフィージビリティ・スタディを行う旨の覚書を締結いたしました。また、同じ月でございますけれども、ヴィエトナムでの現地生産基本計画書を政府に提出いたしました。その後、1994年10月でございますが、FS報告書をヴィエトナムの重工業省に提出すると同時に、重工業省翼下の公団とシンガポールの商社を合併のパートナーといたしまして合併契約の交渉を開始いたしました。合併交渉は、翌年の3月までかかりましたけれども、合併契約、技術援助契約等一連の契約の合意に至ったということでございます。その翌月でございますが、重工業省の承認を得まして、ヴィエトナム国家投資委員会（SCCI）に正式に事業申請をいたしまして、若干の修正要求はございましたけれども、同年9月に首相より正式の事業認可がおりたということでございます。こうして設立された合併会社の概要でございますけれども、英語で「トヨタモーターヴィエトナムコーポレーション」といまして、資本金が4千9百万ドル、米国ドルでございますが、合併期間が40年、トヨタ自動車の出資額が70パーセント、ハノイの近郊に住所を有する会社ということでございます。なお、技術援助契約でございますが、本年の3月30日に認可機関の方に申請をしております現在認可を待っているという状態でございます。進出に当たっての法的問題点ということでございますが、先程射手矢先生からお話があったとおり、一番の問題点は、土地所有権の出資手続が非常に不明確であったということです。現地パートナーの出資対象

は土地のみということ、いかに合弁会社の名前で土地の使用権を確保するかという点に腐心いたしました。それから、現地サイトは穀物等の農地だったものですから、その補償料をどういうふうに算定するかという問題がありました。また、土地の現物出資は、具体的に言えば、ヴィエトナム側のパートナーが人民委員会とのリース契約に基づいてその使用料を人民委員会の方に払うということですが、我々は、もし使用料が払われなかったとき、土地の使用権はどうなるんだろうということに非常に頭を悩ませていました。次に、第2の問題点といたしまして、技術援助契約の点がございす。この点は、若干中国も同じような考え方をしていると思いますが、技術の援助という概念よりも、技術の売買という感覚を向こうの方が持っていらっしゃるのではないかと思います。具体的に言いますと、技術援助契約満了時に我々が与えた資料を返却してもらえるのか、もらえないのか、という点が一つ。それから、我々が出した技術情報に基づけば必ずいい車ができるという成果保証をして欲しいという話がありました。また、技術料の対価と我々が出す技術情報とが本当に見合っているかどうかという問題もございました。次に、労働問題ということでございす。現在まだ現地の方では従業員を採用中ということでございまして、採用についても地元の労働関係機関が非常に好意的で順調に採用させていただいており、特に大きな問題はないというふうに聞いております。最後に、企業の立場から若干言わせていただければ、国と社会が違えば法律が異なるのも当然であると思いますが、法的手続の明確性と安定性については、ぜひ配慮をお願いしたいということでございす。どうもありがとうございました。

原参事官 山口室長、どうもありがとうございました。パネリストの皆さんの御発言を伺っておりますと、この場で取り上げたい事項は非常に多くあるわけですが、時間の制約もございすので、本日のシンポジウムのテーマであります「ヴィエトナムにおける民商事法の現状と今後の課題」ということに沿いまして、まずヴィエトナムの法整備の現状から討論を始めたいと思います。まず最初に、ヴィエトナムの新規立法に関与されました森島教授に比較法的な観点からもう一度お尋ねしたいわけですが、日本の民商法とヴィエトナムの民商法とを比較した場合に日本企業がヴィエトナムへ進出するに際しまして特に留意すべき事項といったものがあるのかどうか、先程の基調講演の中では契約における善意者保護の考え方がないとか、取引の安全についての規定が欠けているといった御指摘があったわけですが、それ以外に何かこういったことを注意した方がよい

ということがあれば、そこから議論を始めたいと思います。

森脇教授 私は単なる学者でございまして、投資するお金もなければ投資について相談されるということもないので、お役に立つ情報を持っているか疑問ですけれども、2、3気がついたところを申し上げたいと思います。法整備が始まったばかりで、民法もようやく発効したところですから、やむを得ないことだと思いますが、まだまだ法律的なインフラが整備されていません。民法は、838条もある法律ですが、実際にはいろいろな手続面での問題、例えば登記などの整備が後れておりまして、今のところ人民委員会などの行政機関に裁量権が委ねられているという点が目立ちます。先程フェー团长のお話では、司法省に來なさい、そうすれば教えてくれる、MPIにすれば教えてくれるとおっしゃいましたが、役所が大きな裁量権限を持っていますので、必ずしも透明性が高くありません。例えば、土地の利用権について言えば、人民委員会が主務官庁のようでして、そこで許可を得て、利用目的を決めたり、利用期間を決めたりするわけですが、それがどういう条件のもとでどのように決められるのかということは民法には書いてありません。私は、日本の企業のためにというよりも、ヴェトナムの人達が取引をする上で、もう少し土地利用権を与える要件と効果を明らかにする必要があるのではないかと思います。窓口の人民委員会は地元の役所ですが、そこへ行ってお百度参りしても許可をしてくれない、そしてなぜ許可が得られないのか、どうすればよいのかなどということ聞いても多分説明してくれないのではないかと思います。そういうところを、もう少し透明性といいますか、こういう条件を満たせば許可がもらえるということを法律の規定で明らかにしておくべきではないか、民法の規定では土地利用権や建物の所有権移転は、登記をすることが要件になっているのですが、その登記が公示されているのかというと、私の聞いた限りでは人民委員会に行ってもそう簡単には見せてくれないようです。もし、間違っていれば訂正していただきたいのですが、こういう点を取引当事者に便利のように法律を作って、役所が裁量でやりたくない奴にはやらないというようなことのないようにしなければ、経済の迅速な発達は難しいのではないかと思います。また、多くの契約、例えば土地の賃貸借などは文書を作ってそれを登録しなければ効力が発生しないことになっていますが、その際の登録手続などについても普通の人民によく分かるような付属法令を早く整備する必要があると思いますし、そうした手続を所管する役所も専門の役所なり部門としてきちんと整備なさった方がいいのではないかと思います。ヴェトナムの人達が自由に取引ができるようになっていけば、

日本人が行っても自由に取引ができるだろうと思います。あまり日本の企業の方にはお役にたたないかも知れませんが、こういうことで終わらせていただきたいと思います。

原参事官 今、森嶋教授から登記法を初めとする手続法の不備という御指摘がございました。また、先程の小杉弁護士の冒頭発言の中でも、抵当権の実行手続や民事の執行手続についての手続法がよく分からないという御指摘がございましたが、射手矢弁護士、いかがでしょうか。現地で合弁契約の締結等を担当されていて、こういった手続法の不備についてトラブルとか困ったというようなことが具体的におありでしょうか。

射手矢弁護士 そうですね、例えば、担保に関する規定がなかったときに連帯保証ができるのかどうか、あるいは債権譲渡をすることができるのか、それについて困ったことはあります。ただ、その手続面でトラブルになるというのは、いわば高度なトラブルでありまして、もっとそれ以前に法制度の違いからくるトラブルという方が多かったように思います。例えば、土地使用権につきましては、ヴィエトナム側のパートナーが、この土地使用権は出資ができるという場合でも、本当に出資できるのかどうか、有償で取得したから出資できるのか、あるいは、無償で国家から借りているだけなので出資できないのか、そういった確認作業がまず基本動作として必要になると思います。現物出資の評価につきましては、外国側が古い機械を高額で現物出資しようとするのとトラブルが生じます。最近1995年からは外国からの機械等の出資につきましても、監査法人に監査させるという規定ができましたので、外国側の投資としてもフェアなルールに乗っ取ってやっていく心構えが重要ではないかと思います。



原参事官 ただいま御指摘がありましたように、基本的な法制度自体についての日本とベトナムとの認識の違いということがございますし、法律がある面で不備であるということになりますと、これから日本の投資が増えるにつれて、その投資あるいは契約条項の履行をめぐる紛争が生じてくるのではないかと、ということが心配になるわけですが、小杉弁護士は、ベトナムの民事紛争の解決方法について、どのように認識されておられるでしょうか。

小杉弁護士 この質問は、むしろベトナムの方に答えていただくべき質問だと思いますが、一つ仲裁のことについて私が見ていることをお話ししたいと思います。ベトナムは、1995年の12月11日、外国仲裁の執行についてのニューヨーク条約に加盟して発効したと聞いています。国内にはベトナム国際仲裁センターという仲裁センターがあり、その仲裁規則もあるわけです。しかし、我々が見て問題なのは、仲裁についての国内法が一切ないわけです。今予定されている民事訴訟法の草案の中にもまだ仲裁の規定はできていません。そうすると、例えば、仮にシンガポールで仲裁をやり、仲裁判断がそこで出て、それをベトナムで執行しようとして持っていったとします。日本であったら裁判所で執行判決を取って執行するとなるわけですが、それが全く規定がないわけです。ニューヨーク条約を批准したのに、それが実際的にどうなるかというのがまだはっきりしていません。次に、ベトナム国際仲裁センターで仲裁したときにどうなるのかということがあります。仲裁人名簿があるのですが、ベトナム人しか仲裁人名簿に載っていないのです。また使用言語は、ベトナム語ということになっております。そうだとすると、日本側としてどうしてこのベトナム国際仲裁センターの仲裁を使えるだろうか、こういう問題が出てくるわけです。先程申したように、ベトナムの弁護士資格とか能力とかはまだはっきりしない現状の下で、ベトナム語でベトナム人が行う仲裁というのは、実際問題として使えない。契約書に書くということではできるが、それが本当に仲裁になったときに今のままでは使えないなというのが実務家の見方です。そうすると、契約書の中に一応ベトナムでの仲裁合意を入れることができるにしても、一たび紛争が生じたときは、仲裁に頼らないでその前に実際的に話しをつけるということに頼らざるを得ないということになると思います。

原参事官 どうもありがとうございました。今お話がありましたようにベトナムでは新しい仲裁機関が設立されておりますし、フェー団長の基調講演の中でも御紹介がありましたように行政裁判所、経済裁判所、労働裁

判所が新設され、裁判所制度自体も整備されてきております。しかし、そういう制度ができたとしても、実際それを動かす手続面の整備が一緒に伴わないと、制度自体が動かないわけでございますので、民事裁判の手続、仲裁の手続に関する今後の立法スケジュールについてフェー団長の方からお話願えればと思います。

フェー団長 先程の弁護士の方々の発表に関して三つのことを申したいと思います。今ヴィエトナムには二つの審判機関があり、経営者達が紛争があるとき求めることができます。経営者達というのは、ヴィエトナム国内と外国の人を指しています。もし、この両者の、例えば、合併のとき契約に仲裁機関を入れなければ、おそらく紛争の解決は、裁判所でやると思います。裁判所における紛争の解決に関しては、ヴィエトナムの手続はすべて完備しております。ハードの方は経済裁判所があるし、また、ソフトの方も手続法があります。もしかすると、小杉先生の情報が少し古いかもしれません。私の知っているところでは、昨年5月に商工会議所がヴィエトナム政府に対してヴィエトナムの国際仲裁センターの権限を拡大するように要請しました。確かに1992年から1995年の5月までは国際仲裁センターの権限は、海外と関わる、外国の投資家と関わる紛争だけしか仲裁できませんでしたが、5月以後は、海外国内を問わず、すべての経営者達がこの仲裁の対象になっております。以上が、仲裁に関する第一の意見です。ですから、ヴィエトナムで事業をやっている海外の投資家達は、裁判所で紛争を解決するか、国際仲裁センターで紛争を解決するか二つの道があります。第二の問題は、海外の仲裁決定に対してヴィエトナムでどう執行するかです。確かに昨年12月にニューヨーク条約に加盟しました。海外で出された仲裁の決定に対してヴィエトナムの裁判所が合法かどうかを審査して、合法と審査されればヴィエトナムの裁判所で執行されます。それは、こういう意味です。つまり、海外で出された仲裁は、自動的に執行されるわけではなく、プロビンス・レベルの経済裁判所の方で合法的かどうか再度確認されてから執行されます。第三の意見、ヴィエトナム人しか仲裁委員になれないという意見です。おっしゃるとおりリストには全然外国人の名前がありません。しかし、仲裁規則には当事者の合意があれば海外の仲裁委員をお願いすることも可能であると書いてあります。以上です。

原参事官 フェー団長、ありがとうございました。実は、司会の不手際で用意されている時間を既に5分もオーバーしています。残念ですが、このくらいでパネル討論を終わりにさせていただきたいと思いますが、このディ

スカッションのまとめを兼ねまして、パネリストの方々から手短に最後の御発言をお願いしたいと思います。今日の御発言を補足することでも結構ですし、今後日本がヴェトナムに対してどのような観点から司法協力をすべきかという観点からでも結構ですので、一言ずつお願いします。それではまず、山口室長から順番にお願いします。

山口室長 手短に、まず先程もお願いしましたがけれども、法的明確性と安定性ということをお願いします。併せまして、法の整合性についても御配慮いただきたいと思います。具体的に言いますと、外資の技術導入に関する一般規定では技術援助契約の期間は原則7年ということになってると思うんですけども、民法が制定されまして、合弁期間に従って決定されるというような規定がありまして、民法と技術導入に関する一般規定との整合性がどうなっているかよく分からないという問題があります。最後に許認可手続が多数かつ複雑でございますので、できるだけ簡易かつ迅速に許認可をいただきたいと思います。以上です。

射手矢弁護士 今後の日本とヴェトナムとの司法協力ということですが、私は、両面通行であるべきと考えます。まず、ヴェトナムの法律制度がどうなっているか日本側が理解する必要があると思います。これにヴェトナム側も協力いただきたいと思います。そして、ヴェトナムの法整備ということですが、民法典の制定に森脇教授が関与されたことはすばらしいことと考えます。弁護士の関与という面では、今まではどうしても欧米の事務所が大きな影響を与えていたと思います。今後は日本の弁護士あるいは日本の法律事務所も積極的にヴェトナムに出ていくべきと考えております。そういう両面通行という意味で国際民商事法センターの果たす役割は大きく、これに私もできるだけ御協力できればと考えております。以上です。

小杉弁護士 今、射手矢先生が言われたことに全く賛成ですが、言われなかったことで2、3付け加えますと、一つは、やはり長い目でみななければいけないということです。決して急いで日本から見た成果を挙げようというような考えはすべきでないと思います。明治以来の日本が今のようなまで100何十年か経っているわけです。今ヴェトナムはまさに明治時代の状況にあるということだと思います。そういう意味で気の長いお付き合いをすべきものだと思います。もう一つは、日本側から押しつけがましいことはすべきでないと思います。日本の特徴というか、よいところは、やはり外国のものをいかに日本の状況に合わしてきたか、この適合するところの成果というか能力がやはり日本の制度の特徴だろうと思います。

この日本の経験を真摯にお伝えをして、その中でヴィエトナムの側でお役にたつことを自主的に選択していただくことができれば素晴らしいと思います。最後に、ヴィエトナムの法制度整備の話をしてながら、実は、これは日本の問題なのだと思うわけです。日本自体が住専の問題やいろいろなことでまさに司法制度の在り方が問われているわけです。日本自体がきちんとした司法制度を持ち、司法制度を運用しているということがなければ、そして外国からそういう信頼が得られなければ、こちらから援助だとか手助けだとかいう問題は起こらなくなってしまって、むしろ日本は頼りにならない、信用ならないということになってしまう問題だろうと思います。そういう意味で、決してヴィエトナムの問題だけではなくて日本の問題でもあるということを自覚をして、長いお付き合いをできるようにするのが、このセンターにとっても一番大事なことではないかと思います。

原参事官 最後に、森島教授から総まとめをお願いします。

森島教授 総まとめというほどのことはありませんが、先程から、例えば、いろいろな許可手続等が不透明だと私も含めて何人かの人が申しました。しかし、実は、このことはアメリカから日本が言われてきたことなのですね。私は、ヴィエトナムでお話をするときに日本はこうなっている、これはいいのだと言うよりも、日本の制度はこうだけれども、こういう制度にはこういう問題があるということをお話ししておりまして、あとはヴィエトナムの方が自分でお考えになって、自分達に合う法律なり制度なりをお作りになるべきだ考えてきました。私がヴィエトナムでお話をしたときにも、そういうところが一番関心を持っていただけて、司法大臣にもお前の話は大変参考になったと言われました。私は、ようやく日本の法務省も、日本国内だけでなく外国にも目を向け、外務省も、法整備とか経済のプランニングなど、ソフトの面で、他の国に貢献することを考えはじめたのは大きな進歩だと思います。その意味では、日本もようやく先進国になったというより、普通の国になったと思います。しかし、先程からのお話のように、一方通行になったり、何か教えてやろうというのではなくて、ヴィエトナムからも学び、私達もここ100年の間でいろいろ失敗も成功もした経験をお話しながら、21世紀はアジアの時代と言われているわけですから、21世紀をアジアの人達とともに法律という側面から少しでもより良いものにするための努力をすべきだと思います。ちょっと大袈裟ですが、そのために私の余生を捧げることができればと考えております。長々と申しましたが、おそらく小杉先生も射手矢先生も山口先生も、今日のパネリストは全く同じ気持ちでいらっしゃると思いますので、今日ヴィエトナムから

参加された方も含めて、これから末永くお付き合いを願えればと思います。
どうもありがとうございました。

原参事官 パネリストの皆さんには貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。本日は、この会場にたくさんの方に御出席いただいておりますので、時間が許せば皆さんからも質問を受けまして討論したいと思っておりましたが、それができなくなりました。幸い、この後立食パーティーが予定されているようでございますので、この討論の続きはそちらでやっていただきますようお願い申し上げまして、パネル・ディスカッションの方はこれでお開きにさせていただきたいと思います。御静聴ありがとうございました。

本稿は、平成8年9月11日法曹会館「高砂の間」で開催された国際民商事法シンポジウムにおけるパネルディスカッションに若干加筆いただいたものです。

3 事務局だより

今後の活動予定

事務局 長 金子 浩 之

当財団の今年度後半の活動予定は、次の通りです。

1. 第2回国際民商事法シンポジウム開催

日 時：平成8年11月28日（木）

場 所：全国社会福祉協議会・難尾ホール

テ ー マ：中国における民商事法制度の現状と紛争解決方法について

パネリスト：孫 延祐氏（国家経済体制改革委員会政策法規司司長）

白 緑鉉氏（中国政法大学大学院民事訴訟学科教授）

王 生長氏（中国国際貿易促進委員会法律部副部長）

小杉丈夫氏（弁護士）

射手矢好雄氏（弁護士）

季 衛東氏（神戸大学法学部教授）

河本禎三氏（株式会社日立製作所中国事業開発部長）

河村寛治氏（伊藤忠商事株式会社法務部次長）

司 会：原 優氏（法務省民事局参事官）

プログラム等詳細につきましては別紙を参照願います。

2. 中国講師との関西歓迎懇談会開催

日 時：平成8年11月29日（金）

場 所：KKR HOTEL OSAKA

出 席 者：中国講師3名、関西財団役員、学術評議員 他

3. 経済取引関係法整備支援コース（第1回国際民商事法研修）実施

日 時：平成9年2月17日（月）～3月21日（金）

場 所：国際協力事業団大阪国際センター、法務総合研究所

4. 第3回国際民商事法シンポジウム開催

日 時：平成9年2月28日（金）

場 所：国際協力事業団大阪国際センター

テ ー マ：国際取引の促進のための法整備（仮題）

国際民商事法シンポジウム

International Symposium on Civil and Commercial Law

～中国における民商事法制度の現状と紛争解決方法について～

日 時 : 平成8年11月28日(木) 10:00～17:15

会 場 : 全国社会福祉協議会・灘尾ホール
東京都千代田区霞ヶ関3丁目3番2号 新霞ヶ関ビルLB階
(TEL03-3580-0988)

主催：財団法人国際民商事法センター
後援：法務総合研究所

プログラム (下記演題、講演時間等は一部変更される可能性があります)

10:00~10:10 主催者挨拶

伊藤 正 <(財)国際民商事法センター会長>

10:00~10:40 基調講演(1)

演 題: 社会主義市場経済政策下に於ける法整備の現状及び
将来の方針等について

中国講師: 孫 延祐氏

<国家経済体制改革委員会政策法規司 司長>

10:40~11:00 基調講演(2)

演 題: 中国の民事訴訟制度について

中国講師: 白 綠鉉氏

<中国政法大学大学院民事訴訟学科 教授>

11:00~11:10 休 憩

11:10~11:30 基調講演(3)

演 題: 中国の仲裁制度について

中国講師: 王 生長氏

<中国国際貿易促進委員会法律部副部長>

11:30~12:00 基調講演(4)

演 題: 中国と日本の法制度・法意識の特色について

講 師: 季 衛東氏 <神戸大学法学部教授>

12:00~13:00 昼 食

13:00~14:30 パネル討論

パネリスト: 孫 延祐氏

<国家経済体制改革委員会政策法規司 司長>

白 綠鉉氏

<中国政法大学大学院民事訴訟学科 教授>

王 生長氏

<中国国際貿易促進委員会法律部副部長>

小杉 丈夫氏 <弁護士>

射手矢好雄氏 <弁護士>

季 衛東氏 <神戸大学法学部教授>

河本 禎三氏

<(株)日立製作所 中国事業開発部長>

河村 寛治氏 <伊藤忠商事(株) 法務部次長>

司 会 : 原 優氏 <法務省民事局参事官>

14:30~14:40 休 憩

14:40~16:00 会場との質疑応答

16:00~16:10 休 憩

16:10~17:00 会場との質疑応答

17:00~17:15 総 括

三ヶ月 章 <(財)国際民商事法センター特別顧問>
17:15 閉 会

17:30~19:00 パーティー

パネリスト紹介

<中国側パネリスト>

国家経済体制改革委員会政策法規司 司長

孫 延祐氏

1960年 北京政法学院法律学科卒業

政治協商会護青海省委員会秘書

華北油田物資供給指揮部弁公室副主任

司法部研究室処長

法律出版社副編集長

「法制建設」雑誌編集長

国家経済委員会経済法規司總經濟師

経済体制改革委員会司長 などを歴任

企業改革と企業法律制度関係の著作と論文を多数出版、発表

中国政法大学大学院民事訴訟学科 院生指導教授

白 緑鉉氏

1956年 東北人民大學法律学科 卒業

以来 中国政法大学(元北京政法学院)に教鞭をとる

1986年~1989年 客員研究者として東京大学法学部で日本の民事司法を研究、考察

主要著作:「民事訴訟法(新版)」、「米国の民事訴訟法」など

中国国際經濟貿易仲裁委員會 委員、仲裁員、副秘書長

王 生長氏

1988年 北京大学法律学科卒業

以来 中国国際貿易促進委員會法律事務部と中国国際經濟貿易仲裁委員會秘書局勤務

1992年 副処長、1994年 処長、1996年 副部長

著作:「中国の国際仲裁」、「国際慣例と涉外仲裁実務」、「中国国際貿易仲裁プロセスについての理論と実務」

<日本側パネリスト>

弁護士

小杉 丈夫氏

- 1966年 東京大学卒業
- 1968年 裁判官任官
- 1972年 ハーバード大学大学院卒業
- 1974年 弁護士登録、松尾綜合法律事務所にて執務
- 1989年 日本ローエイシア友好協会副会長

弁護士

射手矢好雄氏

- 1981年 京都大学卒業
- 1983年 弁護士登録
- 1988年 ハーバード大学大学院卒業
- 1989年 ニューヨーク州弁護士登録
- 1990年 森綜合法律事務所にて執務

神戸大学法学部教授

季 衛東氏

- 1983年 中国北京大学法律学系卒業
- 1990年 日本京都大学大学院法学研究科博士課程卒業
- 同 年 日本神戸大学法学部助教授
- 1993年 中国社会科学院法学研究所兼任研究員
- 1996年 日本神戸大学法学部教授

株式会社日立製作所 中国事業開発部長

河本 禎三氏

- 1969年 香川大学経済学部卒業
- 同 年 (株)日立製作所入社
- 1990年 北京事務所長
- 1995年 中国事業開発部長

伊藤忠商事株式会社 法務部次長

河村 寛治氏

- 1971年 早稲田大学法学部卒業
- 同 年 伊藤忠商事(株)入社 法務部
- 1977年 ロンドン大学大学院留学
- 1981年 伊藤忠ヨーロッパ会社法務担当
- 1990年 法務部国際法務チーム長
- 1995年 法務部法務第三チーム長／中国対策特別チーム長

法務省民事局参事官

原 優氏

- 1977年 東京大学卒業
- 1979年 裁判官任官
- 1994年 法務省民事局第五課長
- 1996年 法務省民事局参事官

役員異動のお知らせ

事務局長 金子 浩之

当財団発足以来本日までの役員の異動につき、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 理 事

(平成8年 8月23日) 辞任 日野正晴氏(前法務総合研究所長)

(平成8年10月21日) 就任 吉村徳則氏(現法務総合研究所長)

2. 評議員

(平成8年 6月27日) 辞任 市原 博氏(前国際電信電話(株)社長)

(平成8年10月21日) 就任 西本 正氏(現国際電信電話(株)社長)

3. 学術評議員

(平成8年10月21日) 就任 川島慶雄氏(大阪大学法学部教授)

(平成8年10月21日) 就任 本林 徹氏(弁護士・森綜合法律事務所)

なお、上記役員は、当財団寄附行為第15条第2項及び第3項、第21条第2項及び第24条第5項の規定による手続により、推薦び承諾いただいたものであります。

◎ 俗文化語彙 · 1

本 部 半 金 價 目 表

武蔵野の風情を種々述べて、色々の風景の美態の一方に中津風を呈現した。――

44

1994, 1995, 1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 26

《臺灣經濟發展政策》(何國純編) 商務 (1984年 平328元)

(臺灣經濟發展與國際化) 吳明利所著 張雄 (民國九十一年四月版)

2736 2

(2011 年) 北京: 中国铁道出版社, 2011. 143. (中国铁路 300 问)

(5.13) 2000 年 12 月 31 日 21:15 至 21:30 分 1118100 2182079

11-30735-3

(2012年6月10日) (2012年6月10日)

[illegible][illegible]

休憩室

第1回 ヴィエトナム風料理のご紹介

皆様どうも初めまして。「休憩室」へようこそお越しいただきました。

ここでは巷のちょっとした話題、役に立つ情報などを皆様方にご提供していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

さて、創刊号の記念すべき第1回は、今回の研修で通訳を勤めていただいた初鹿野マイさんに、ヴィエトナム風料理をご紹介いただきました。興味のある方は是非作っていただいて、ヴィエトナムに行った気分を味わってみてはいかがでしょうか？

素顔の研修員 Ms.HIEN

Ms. HIEN は司法省民事局で法務専門官をしています。今回の研修員の中では、最も色鮮やかな、トロピカルなファッションをしていた女性で、写真を撮るときはピースサインを欠かしません。

ヴィエトナムの職場は男女平等で、司法省職員の6割が女性であり、Ms. HIEN も民商事法の改正作業という困難な仕事に携わっています。講義中も熱心にノートを取り、疑問に思った事はどんどん質問するほか、見学先などでも好奇心旺盛で、何か面白そうなことには真っ先に飛び出します。また、旧東ドイツに留学していたためドイツ語に堪能で、三ヶ月顧問ともドイツ語で話をしていました。

研修中、法務大臣の昼食会に招待されたときは、「私のような庶民に大臣が声を掛けていただき大変うれしい」と大喜びしていたほか、秋葉原では食器洗い機を是非ヴィエトナムに買って帰りたいと言っていました。電圧の違いでヴィエトナムでは使えないと分かるのがっかりしていました。

NO.1 バーン・セオ (お好み焼き)

☆材 料 (4人分)

小麦粉 300 g
水 1.5 カップ, 牛乳 1.5 カップ
ターメリック 小さじ 1/2
あさつき 少々 (きざんでおく)

} 合わせて 10 分おく

豚ひき肉 200 g, にんにく 1 かけ

えび 100 g (できれば大正えび)

緑豆 (もやしの豆) 50 g

もやし 1 袋, にら 1 束

サラダ菜 2 個, しその葉 20 枚, きゅうり 2 本

しょっつる, 酢, さとう, タバスコ (とうがらし)

◆作り方

- ①粉は合わせておく。
- ②豆を洗ってやわらかく煮る。(汁を切っておく)
- ③もやし, にらを洗って 4 cm 位に切りそろえる。
- ④にんにくをすって, 豚ひき肉, えびと一緒に炒め, 塩こしょうでうす味にする。
- ⑤サラダ菜, しそ, きゅうりは洗って水を切り, きゅうりは斜めうす切りにする。
- ⑥フライパンに直径 20 cm ほどに粉を流し, 炒めた肉, えび, もやし, にら, 豆を中央にのせてふたをする。1 分たったら半分にたたんで取り出す。
- ⑦しょっつる 1/2 カップ, 酢 1/2 カップ, さとう大さじ 1.5, 水 3/4 カップを合わせてたれを作る。
- ⑧お好み焼きをちぎってサラダ菜にのせ, しそ, きゅうりを入れて巻き, たれをつけて食べる。

見学旅行の際の JR 駅員の対応

駅 員 どちらの国の方ですか?
担当者 ヴィエトナム国から来ました研修員です。
駅 員 あなたは大変日本語が上手ですね。
担当者 私日本人です。引率しているんです。
駅 員 またまたー, 冗談もうまいんですね。
担当者 本当ですよ, 日本人です。
駅 員 …無言

NO.2 ヴィエトナム風チキンカレー

★材 料 (4人前)

骨付き鶏肉 800g, じゃがいも 中3本
にんじん 中1本, おくら 8本
玉ねぎ 中1個, にんにく 1かけ
カシュナッツ 20g, カレー粉 大さじ2
シナモン粉末 小さじ1/4, クローブ粉末 小さじ1/4
ココナッツミルク 1カップ, パプリカ 小さじ1/4
油, 塩, こしょう, レモン, さとう フランスパン 1本

▽作り方

- ①鶏肉は5cm角に切り、塩、こしょう、さとう少々、おろしにんにく、カレー粉をまぶして30分間おいてからフライパンで色よく焼いておく。
- ②カシュナッツは細かくすりつぶす。
- ③鍋にみじん切りにした玉ねぎと油大さじ3を加え、よく炒めてからシナモン、クローブ、カシュナッツを加えて香が出るまで炒めてから鶏肉を加え、0.5 lの水を足して煮る。
- ④じゃがいも、にんじんは食べやすい大きさに切って両面を油で焼く。
- ⑤鶏肉がやわらかくなったら④を加えて、はしが通るまで煮て、ココナッツミルク、パプリカ、おくらを加え、塩で味を整えてから火を止める。
- ⑥塩、こしょう、レモンのたれを用意して、暖めたフランスパンをちぎってカレースープに付けて食べる。

最近のヴィエトナム国

ヴィエトナム国は、1986年12月のヴィエトナム共産党第6回大会で経済再建を主眼にしたドイモイ政策を採択し、市場経済システムの導入と対外開放政策を進めています。

昨年7月には、米越の国交が正常化され、米の経済制裁が全面的に解除されたほか、同月28日には7番目の加盟国としてASEANに正式加盟をしました。

また、ヴィエトナム国では民法が昨年10月28日に国会で採択され、同年11月9日付けの大統領令で施行されました。

この民法典は第1編総則、第2編財産と所有権、第3編債務と民事契約、第4編相続、第5編土地使用権の移転に関する規定、第6編知的財産権及び技術移転、第7編海外的要素を持つ民事関係と計7編838条で構成され、家族法の規定がないことと、著作権、工業所有権等の規定が盛り込まれていることが日本法と大きく違うところです。(鈴木康二著「ベトナム民法」ジェトロ発行参照)

NO.3 ヴィエトナム風ビーフシチュー

■材 料（4人前）

牛すね肉 500g, マッシュルームホールタイプ 1缶

にんじん 中1本, トマト水煮 1缶

玉ねぎ 中1個, にんにく 1かけ, 油大さじ4

五香粉 小さじ1/2, 粒こしょう 小さじ1（こまかく切る）
しょうゆ 小さじ1, にんにく 1かけ（すりおろし） } ④

塩, こしょう, レモン 2個, フランスパン 1本

○作り方

①牛肉は厚さ4cmに切って④をまぶして味付けし, 10分おく。

②にんじんは5cmの輪切りにする。

③玉ねぎとにんにくをみじん切りにする。

④鍋に油大さじ3を入れ, 牛肉を軽い焦げ目が付くまで焼く。

⑤肉を取り出して油大さじ1を入れ, にんにく, 玉ねぎを炒めたら, 肉を戻して水をひたひたに（圧力なべの場合）入れ, 30分圧力をかける。

⑥にんじん, トマト, マッシュルームを入れ, 更に5分圧力をかけて煮たら, 塩で味付けをする。

⑦塩, こしょう, レモンを小皿に入れ, 肉に付けて食べる。



研修雑記帳

ヴェトナム語を聞いていると、なんとなく落ち着くようになったのは、研修が始まって1週間が過ぎた頃でしょうか。

この頃になると、研修員の特徴なども把握できてきて、通訳を通じての会話にもメリハリができ、たまに日本語で話しかけても何かしら理解を示すようになりました。

団長を始め、研修員10名は、講義等へは大変熱心に取り組んでいましたが、所々にユニークな一面を垣間見ることができましたので、その場面を思いつくままに御紹介することにします。

SCENE. 1

「地震初体験」

壁を揺らしながら突然やって来たのは、ヴェトナムでは体験できない地震（震度3）でした。

研修員の頼みの綱である通訳（初鹿野マイ研修監理員）は、何食わぬ顔で通訳を続けるのみで、何も指示してくれませんでしたので、研修員は初体験の「地震」でパニックとなったのです。

このときばかりは、「隠れないでいいのか」、「どこに行けば大丈夫なのか」など、通訳に耳を傾けることも、ノートを取ることもできないほど初体験に酔いしれていた(?)のです。

数十秒で終わった初体験は、彼らに恐怖を与えただけでした。ヴェトナムでは、地震は全く無いので、「日本では日常茶飯事です。日本に来ていい経験をされましたね。」と言うと「もういい。でも、また直ぐにやってくるのか。」と聞き返されるほどでした。

お陰で、研修員の一人は、血圧が上がって気分が優れず、一時横になって気分を落ち着けるのに大変でした。

ヴェトナム人泣かせの、とんだ地震騒動でした。

SCENE. 2

「ここはどこ」

2人の研修員が、他の8名と分かれて宿泊先に帰る途中に、ハプニングが待っていました。

宿泊先までの経路は、千代田線の「霞ヶ関」駅から「代々木上原」駅まで、乗り換えなしで、乗車してから7駅目で降りる、ということで研修員全員が認識していたようです。

この日は、2人だけで午後5時過ぎに霞ヶ関駅から乗車し、講義内容などについてお互いに話をしながら帰っていたようです。ところが、話に夢中になっているうちに、霞ヶ関駅から何駅目を走っているのか分からなくなってしまい、一人(A)が「ここで降りなきゃ。」、もう一人(B)「ここじゃないよ。」、その会話が悪夢の始まりでした。

千代田線は、小田急線と相互乗り入れをしているため、2人は自分達がどこにいるのか分からないまま、なんと「厚木駅」まで行ってしまったのです。

途方にくれた2人は、不安と闘いながら、誰彼と言わずヴィエトナム語で盛んに話しかけ、優しい日本人に親切に教えていただいたお陰で、どうにか帰りの電車に乗車できたそうです。

ところが、やっとたどり着いた代々木上原駅で、また、(B)「ここで降りなきゃ。」(A)「だめだ、ここじゃない。」、今度は反対の意見となってしまい、振り出しの霞ヶ関駅まで戻って来てしまいました。

そこで、今度こそはと、駅の数をしっかり数えて帰り、午後8時過ぎにようやく、宿泊先に帰ることができました。

2人は、通訳に一言、「日本人は優しい。でも、自力で帰れた自分達はもっとすごい。」と言っていたそうです。

SCENE. 3

「テレビが怖い」

女性研修員の一人が、通訳を通して、大好きな「テレビ」が「怖い」と言ってきました。どうやら、研修員の宿泊先が東京国際研修センター（幡ヶ谷）からJICA契約ホテルのオリmppグイン西新宿（初台）に移ったことと関係があるようです。

東京国際研修センターは、各国からの研修生で常時混雑しているため、研修員も最初の1週間は宿泊できましたが、次に来る研修生のために、他のホテルに移動することとなったのです。

ヴィエトナムでは、日本のテレビ番組の「おしん」が大変なブームで、その放映

の時にはヴィエトナムの繁華街が静かになるほどで、それ以来その女性研修員はテレビが大好きになったそうです。東京国際研修センターでは、音楽番組（ヴィエトナムでは、カラオケがブームだそうです。）を見るなどして気分転換をしていたので、移動後のホテルでも早速テレビのスイッチを入れたのだそうです。

「スイッチを入れてから-----」と通訳されて、その後、顔がみるみる赤くなり、すっかり黙り込んでしまいました。理由を聞くと、リモコン操作の誤りで、「有料テレビ」の過激なワンシーンが目飛び込んできたとのことで、一般テレビへの変更方法も分からず、パニックになったようです。

その後、英語の堪能な他の研修員が、ホテルの従業員から説明を受け、無事解決したそうですが、そのお陰で、関西旅行では、宿泊先のテレビのスイッチは入れなかったとのことです。



吉村理事とヴィエトナム研修員

法務総合研究所前広場にて

第三部

資料

財団法人国際民商事法センター理事及び監事名簿

理事 36人

監事 2人

(平成8年11月1日現在)

役 職	氏 名	現 職	住 所
(理 事)	伊 藤 正	住友商事株式会社相談役	東京都杉並区浜山山4丁目25番5-304号
(理 事)	岡 村 泰 孝	弁護士(第一東京弁護士会所属)	東京都日野市平山3丁目32番地の7
理 事	相 川 賢太郎	三菱重工業株式会社会長	東京都大田区下丸子4丁目26番3-2202号
理 事	青 井 舒 一	株式会社東芝相談役	東京都目黒区三田2丁目10番45-103号
理 事	磯 邊 律 男	株式会社博報堂会長	東京都港区白金台1丁目1番21-408号
理 事	稲 田 克 己	弁護士(大阪弁護士会所属)	兵庫県宝塚市逆瀬台5丁目5番1号
理 事	稲 葉 興 作	石川島播磨重工業株式会社会長	東京都品川区東五反田5丁目14番6号
理 事	今 井 敬	新日本製鐵株式会社社長	東京都杉並区宮前4丁目3番23号
理 事	江 尻 宏一郎	三井物産株式会社相談役	東京都目黒区緑が丘2丁目22番9号
理 事	大 西 正 文	大阪瓦斯株式会社会長	兵庫県西宮市川添町3番14号
理 事	奥 田 碩	トヨタ自動車株式会社社長	愛知県岡崎市梅園町字1丁目12番地18
理 事	川 上 哲 郎	住友電気工業株式会社会長	神戸市東灘区住吉山手2丁目12番8号
理 事	黒 澤 洋	株式会社日本興業銀行会長	東京都杉並区永福3丁目10番11号
理 事	河 野 俊 二	東京海上火災保険株式会社会長	東京都渋谷区猿樂町14番21号
理 事	児 島 仁	日本電信電話株式会社相談役	東京都杉並区下井草1丁目10番16号
理 事	小 杉 丈 夫	弁護士(東京弁護士会所属)	東京都練馬区石神井町6丁目21番2号
理 事	小 林 庄一郎	関西電力株式会社会長	兵庫県宝塚市中山寺3丁目6番33号
理 事	新 宮 康 男	住友金属工業株式会社会長	兵庫県芦屋市伊勢町5番23号
理 事	関 本 忠 弘	日本電気株式会社会長	東京都大田区東雪谷1丁目29番6号

役 職	氏 名	現 職	住 所
理 事	高 垣 佑	株式会社東京三菱銀行頭取	東京都品川区北品川5丁目16番19号
理 事	那 須 翔	東京電力株式会社会長	東京都武蔵野市吉祥寺東町2丁目28番4号
理 事	根 本 二 郎	日本郵船株式会社会長	東京都文京区小石川4丁目16番13-2103号
理 事	原 田 直 郎	弁護士（大阪弁護士会所属）	大阪府豊中市岡町北1丁目9番3号
理 事	樋 口 廣太郎	アサヒビール株式会社会長	東京都港区白金台2丁目12番36-301号
理 事	枇杷田 崇 助	財団法人民事法務協会会長	東京都目黒区中根1丁目10番8号
理 事	福 川 伸 次	株式会社電通総研社長	東京都世田谷区奥沢8丁目7番11号
理 事	前 田 勝之助	東レ株式会社社長	東京都大田区田園調布4丁目33番4号
理 事	松 下 正 治	松下電器産業株式会社会長	兵庫県西宮市名次町1番38号
理 事	三 田 勝 茂	株式会社日立製作所会長	横浜市青葉区奈良町2423番地277
理 事	三 野 重 和	株式会社クボタ会長	兵庫県西宮市木津山町1番10号
理 事	諸 橋 晋 六	三菱商事株式会社会長	東京都世田谷区岡本2丁目25番15号
理 事	栗 井 新 一	財団法人交流協会理事	東京都大田区下丸子4丁目26番2-906号
理 事	弓 倉 礼 一	旭化成工業株式会社社長	神奈川県鎌倉市西鎌倉2丁目7番21号
理 事	吉 村 徳 則	法務総合研究所長	横浜市鶴見区生麦4丁目9番13-902号
理 事	渡 邊 悟 朗	弁護士（神戸弁護士会所属）	神戸市灘区水車新田字宮坂108番地
理 事 (事務局長)	金 子 浩 之	住友商事株式会社法務総務グループ 担当付	東京都小金井市貫井北町1丁目17番20号
監 事	木 村 榮 作	弁護士（第一東京弁護士会所属）	東京都三鷹市井の頭5丁目26番16号
監 事	中 川 英 彦	住商リース株式会社常務取締役	横浜市港北区篠原西町19番30号

財団法人国際民商事法センター評議員名簿

個人 7名
法人 27社

(平成8年11月1日現在)

氏 名	現 職	住 所 (法人代表は法人住所を記載)
愛甲 次郎	ソニー株式会社専務取締役	東京都品川区北品川6丁目7番35号
伊藤 助成	日本生命保険相互会社社長	大阪府中央区今橋3丁目5番12号
井口 武雄	三井海上火災保険株式会社社長	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地
江坂 元穂	大和証券株式会社社長	東京都千代田区大手町2丁目6番4号
大庭 浩	川崎重工業株式会社社会長兼社長	神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
小木曾国隆	法務総合研究所総務企画部長	東京都港区高輪1丁目4番33-202号
小野 昌延	弁護士	神戸市東灘区御影山手1丁目2番10-604号
片田 哲也	株式会社小松製作所会長	東京都港区赤坂2丁目3番6号
北岡 隆	三菱電機株式会社社長	東京都千代田区丸の内2丁目2番3号
熊谷 信昭	大阪大学名誉教授	兵庫県西宮市甲陽園目神山町25番30号
佐伯 尚孝	株式会社三和銀行頭取	東京都千代田区大手町1丁目1番1号
酒巻 英雄	野村証券株式会社社長	東京都中央区日本橋1丁目9番1号
関澤 義	富士通株式会社社長	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
瀬谷 博道	旭硝子株式会社社長	東京都千代田区丸の内2丁目1番2号
高野 泰明	三洋電機株式会社社長	大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
津室 隆夫	株式会社大林組社長	東京都千代田区神田司町2丁目3番地
鶴田 卓彦	株式会社日本経済新聞社社長	東京都千代田区大手町1丁目9番5号
鳥井信一郎	サントリー株式会社社長	大阪府北区堂島浜2丁目1番40号
鳥海 巖	丸紅株式会社社長	東京都千代田区大手町1丁目4番2号
長島 安治	弁護士	東京都目黒区五本木1丁目16番3号
西 迪雄	弁護士	東京都世田谷区松原5丁目33番10-302号
西尾 哲	日商岩井株式会社相談役	東京都港区赤坂2丁目4番5号

氏 名	現 職	住 所（法人代表は法人住所を記載）
西本 正	国際電信電話株式会社社長	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
野田 愛子	弁護士	東京都三鷹市下連雀2丁目13番15号
橋本 俊作	株式会社さくら銀行頭取	東京都千代田区九段南1丁目3番1号
橋本 徹	株式会社富士銀行会長	東京都千代田区大手町1丁目5番5号
前田 宏	弁護士	東京都新宿区西新宿4丁目21番8号
三浦 昭	三菱化学株式会社社長	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号
室伏 稔	伊藤忠商事株式会社社会長兼社長	東京都港区北青山2丁目5番1号
森 英雄	住友化学工業株式会社社会長	大阪市中央区北浜4丁目5番33号
森川 敏雄	株式会社住友銀行頭取	大阪市中央区北浜4丁目6番5号
山地 進	日本航空株式会社社会長	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
山本 兵藏	大成建設株式会社社長	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
渡邊 宏	東京瓦斯株式会社社会長	東京都港区海岸1丁目5番20号

財団法人国際民商事法センター学術評議員名簿

個人 21名

(平成8年11月1日現在)

氏 名	現 職	住 所
生駒 啓	公証人	大阪府箕面市箕面8丁目14番33号
石川 正	弁護士	兵庫県西宮市桜谷町4番地18
奥島 孝康	早稲田大学総長	埼玉県浦和市大谷場1丁目8番49号
梶谷 玄	弁護士	東京都杉並区下高井戸4丁目25番2号
柏木 昇	東京大学教授	東京都文京区大塚6丁目12番2-504号
川島 慶雄	大阪大学教授	大阪府吹田市古江台3丁目19番9号
川又 良也	大阪国際大学学長	京都市山科区西野離宮町2番地の1
河本 一郎	神戸大学名誉教授	神戸市西区伊川谷町潤和1635番地
北川善太郎	名城大学教授	京都市左京区聖護院円頓美町47番地5-701号
小島 武司	中央大学教授	横浜市港北区新吉田町1013
志村 治美	立命館大学教授	京都市右京区鳴滝音戸山町4番地60
曾野 和明	北海道大学教授	札幌市中央区宮の森3条12丁目7番49号
竹下 守夫	駿河台大学教授	東京都国立市中2丁目22番18号
中野貞一郎	奈良産業大学教授	大阪府東大阪市永和2丁目21番25号
濱田 邦夫	弁護士	東京都目黒区上目黒3丁目23番2号
星野 英一	放送大学教授	東京都豊島区西池袋5丁目20番11号
前田 庸	学習院大学教授	東京都日野市三沢2丁目60番60号
本林 徹	弁護士	東京都杉並区上荻2丁目26番12号
森島 昭夫	上智大学教授	名古屋市天白区植田山1の1716
柳田 幸男	弁護士	東京都目黒区中目黒3丁目22番2号
湯浅 道男	愛知学院大学教授	名古屋市名東区勢子坊2の1108

聯合農場事務所 一〇〇分 臺灣省台南縣人志園田

61.2 人因

姓名	性别	民族	出生年月	籍贯	文化程度	政治面貌	工作单位	职务	备注
王德胜	男	汉族	1945年10月	山东烟台	高中	中共党员	烟台市政府	科长	
李国强	男	汉族	1950年12月	河南郑州	大学	中共党员	河南省委	处长	
张为民	男	汉族	1955年8月	江苏苏州	大学	中共党员	苏州大学	教授	
赵子龙	男	汉族	1960年3月	四川成都	大学	中共党员	成都军区	营长	
孙少平	男	汉族	1965年11月	山西大同	高中	中共党员	大同煤矿	科长	
周树人	男	汉族	1970年5月	浙江绍兴	大学	中共党员	浙江大学	教授	
吴永年	男	汉族	1975年2月	广东广州	大学	中共党员	广东省委	处长	
陈永年	男	汉族	1980年7月	福建福州	大学	中共党员	福州大学	教授	
林永年	男	汉族	1985年10月	广西桂林	大学	中共党员	桂林理工大学	教授	
黄永年	男	汉族	1990年12月	湖南长沙	大学	中共党员	长沙理工大学	教授	
刘永年	男	汉族	1995年5月	湖北武汉	大学	中共党员	武汉大学	教授	
周永年	男	汉族	2000年1月	陕西西安	大学	中共党员	西安交通大学	教授	
吴永年	男	汉族	2005年3月	四川成都	大学	中共党员	四川大学	教授	
陈永年	男	汉族	2010年6月	广东广州	大学	中共党员	中山大学	教授	
林永年	男	汉族	2015年9月	福建福州	大学	中共党员	福州大学	教授	
黄永年	男	汉族	2020年11月	广西桂林	大学	中共党员	桂林理工大学	教授	
周永年	男	汉族	2025年12月	湖南长沙	大学	中共党员	长沙理工大学	教授	

財団法人国際民商事法センター設立趣意書

近年アジア及びその周辺諸国では、NIES、ASEAN諸国を中心としてめざましい経済発展と国際化の進展が見られるが、同地域内ではなお、冷戦構造の終焉とともに、市場経済への移行と国際市場への参入をめざして努力を続けている国がある。

これら市場経済への移行過程にある国においては、経済活動に必要な民事・商事関係法制の整備や、それを運用するノウハウと人材の不足から、法制度が充分機能していないところがあり、これらの国の国際経済活動を阻害する原因の一つとなっている。このような状況のもとで、現在これらの国は我が国政府を通じて、自国の法的基盤整備のための支援・協力を求めてきている。

今後、これらの国が国際的な経済交流に必要な民事・商事に関する法制度をはじめとする法的基盤を整備しそれが有効に機能することは、これらの国の繁栄に寄与するばかりでなく、我が国にとってもきわめて有意義であると考えられる。

また、経済発展と国際化を遂げつつあるNIES、ASEAN諸国などとも、更に一層の経済交流を促進し共に繁栄の道を歩むためには、それぞれの国の法制度とその運用について相互の理解を深め、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探究していくことが望ましい。

以上のような事情より、私どもは、我が国政府とも緊密な連携を保ちながら、我が国が今日まで蓄積してきた法制度とその運用のノウハウ・知識をこれらの国に伝えることによって法的基盤の整備を支援するとともに、各国関係者の交流を通じて、国際経済取引に係わる法制度の共通の理解を深めることを目的として、ここに本財団を設立する。

財団法人国際民商事法センター寄附行為

第一章 名称及び事務所

(名 称)

第 1 条 この財団法人は、財団法人国際民商事法センターという（英文では、International Civil and Commercial Law Centre Foundation と称する。）。

(事務所)

第 2 条 この財団法人は、事務所を東京都港区に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この財団法人は、アジア地域を中心とする民商事法関係者の連帯と相互協力を強化することにより、民商事に関する各種法制の調査、研究、研修、情報交換等を行い、これら各国の民商事法とその運用の発展を支援するとともに、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探究し、もって国際社会の繁栄と安定に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この財団法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 アジア地域を中心とする民商事法関係者に対する研修の実施及びその援助
- 2 内外の民商事法に関する研究者、専門家等の招へい及び派遣並びにその援助
- 3 内外の民商事法に関する講演会、研究会、シンポジウム、セミナーその他調査、研究、研修及び情報交換を目的とする集会の開催並びにその援助
- 4 内外の民商事法に関する情報・資料の収集及び調査・研究の実施並びにその援助
- 5 機関誌、文献その他の資料の発行並びにこれらの交換及び頒布
- 6 内外の関係諸機関及び関係諸団体との連携及び協力
- 7 その他目的を達成するために必要な事業

第三章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この財団法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立当初寄附された財産
- 2 設立後寄附された財産

- 3 事業に伴う収入
- 4 会費、補助金、賛助金その他の収入
- 5 財産から生じる果実

(財産の種別)

第 6 条 この財団法人の財産は、基本財産及び普通財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - 1 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - 2 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 普通財産は、基本財産以外の財産で構成される。

(基本財産の処分)

第 7 条 基本財産は、譲渡し、交換し、費消し、貸付けし、廃棄し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときには、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、法務大臣の許可を得て、処分することができる。

(経費の支弁)

第 8 条 この財団法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(財産の管理)

第 9 条 この財団法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国公債若しくは有価証券に換えて、確実に保管しなければならない。

(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算)

第 10 条 この財団法人の毎会計年度の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て作成し、当該会計年度の始めから 3 か月以内に法務大臣に報告しなければならない。

- 2 この財団法人の毎会計年度の事業報告及び収支決算は、年度末現在の財産目録とともに理事会の議決を経て作成し、監事の承認を得た上で、当該会計年度の終了後 3 か月以内に法務大臣に報告しなければならない。

(特別会計)

第 11 条 この財団法人は、収益事業を行うため必要があるときは、理事家の議決により特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計は、前条の収支予算に計上しなければならない。

(収益等の使用)

第 12 条 前条の特別会計から生じた収益又は剰余金は、すべて基本財産又は普通財産に繰り入れなければならない。

(会計年度)

第13条 この財団法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員、顧問、学術評議員及び事務局

(役員)

第14条 この財団法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 25名以上50名以内（うち、会長1名、理事長1名及び事務局長1名）
- 2 評議員 25名以上
- 3 監事 2名

(役員を選任)

第15条 会長、理事長及び事務局長は、理事が互選する。

- 2 理事及び監事は、理事会の推薦により、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 役員は、それぞれ相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第16条 会長は、この財団法人の会務を総括する。

- 2 理事長は、この財団法人を代表し、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この財団法人の業務を議決し、執行する。
- 4 事務局長は、理事長の旨を受けて日常事務を執行する。
- 5 評議員は、評議員会を構成し、理事長に対し、この財団法人の運営その他の重要な事項について助言する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
- 3 役員が辞任し、又はその任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- 2 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第19条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、理事会の議決により有給とすることができる。

- 2 役員には、実費を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この財団法人に、特別顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 特別顧問及び顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。
- 4 第17条第1項、第18条及び第19条の規定は、特別顧問及び顧問に準用する。

(学術評議員)

第21条 この財団法人に、学術評議員を置くことができる。

- 2 学術評議員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 学術評議員は、理事長の諮問に応じ、この財団法人の事業について学術面からの助言を行い、また、理事長の要請により、専門的立場から事業の推進に協力する。
- 4 第17条第1項、第18条及び第19条の規定は、学術評議員にこれを準用する。

(事務局)

第22条 この財団法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第五章 会 議

(理事会の招集等)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、次の場合に招集する。

1 理事長が必要と認めたとき

2 理事現在数の3分の1以上の理事から、会議に付すべき事項を示して請求があったとき

3 監事から、その職務に基づき、会議に付すべき事項を示して請求があったとき

3 理事会の議長は、理事長とする。

4 評議員及び監事は、理事会の許可を受けて、これに出席し、意見を述べることができる。

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、又は議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事若しくは理事長の承認を得た者を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

5 理事長は、急速を要する事項その他必要と認める事項については、理事に対し書面を送付して賛否を求め、会議に代えることができる。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長又は理事長の付議するところにより、この財団法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(評議員会)

第26条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会は、次の場合に招集する。

1 理事長が必要と認めたとき

2 評議員現在数の3分の1以上の評議員から、会議に付すべき事項を示して請求があったとき

3 評議員会の議長は、会議の都度、理事長が指名する

4 理事及び監事は、評議員会の許可を受けて、これに出席し、意見を述べることができる。

5 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必

要な事項を審議し、助言する。

6 第24条の規定は、評議員会に準用する。

(議事録)

第27条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席者2名以上が署名押印しなければならない。

第六章 会 員

(種 別)

第28条 この財団法人の会員は、次のとおりとする。

- 1 一般会員 この財団法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- 2 名誉会員 この財団法人の事業又は運営に特に功勞のあった者で、理事会において適当と認めた者

(会費の納入等)

第29条 会員が納入する会費等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる

(会費等の不返還)

第30条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(資格の喪失)

第31条 会員は、次の理由によって資格を喪失する。

- 1 退会したとき
- 2 死亡し、又は会員である法人が解散したとき
- 3 除名されたとき

(退 会)

第32条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第33条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長が除名することができる。

- 1 この財団法人の名誉を傷つけ、又はこの財団法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 この財団法人の会員としての義務に違反したとき
- 3 会費を滞納し、督促を受けてもなお納入しないとき
- 4 会員としての品位を失うべき非行があったとき

第七章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、法務大臣の許可を得て、変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この財団法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定により解散する。

2 解散したときに存する残余財産は、理事会において同意を得、かつ、法務大臣の許可を得て、この財団法人と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

第八章 雑 則

(規 則)

第36条 この寄附行為に定めるもののほか、この財団法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この財団法人の設立当初の理事及び監事は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

理 事(会 長)	伊 藤 正
理 事(理 事 長)	岡 村 泰 孝
理 事	相 川 賢太郎
理 事	青 井 舒 一
理 事	磯 邊 律 男
理 事	稲 田 克 巳
理 事	稲 葉 興 作
理 事	今 井 敬
理 事	江 尻 宏一郎
理 事	大 西 正 文
理 事	奥 田 碩
理 事	川 上 哲 郎
理 事	黒 澤 洋

理	事	河	野	俊	二
理	事	児	島		仁
理	事	小	杉	丈	夫
理	事	小	林	庄	一郎
理	事	新	宮	康	男
理	事	関	本	忠	弘
理	事	高	垣		佑
理	事	那	須		翔
理	事	根	本	二	郎
理	事	原	田	直	郎
理	事	樋	口	廣	太郎
理	事	日	野	正	晴
理	事	枇杷	田	泰	助
理	事	福	川	伸	次
理	事	前	田	勝	之助
理	事	松	下	正	治
理	事	三	田	勝	茂
理	事	三	野	重	和
理	事	諸	橋	晋	六
理	事	梁	井	新	一
理	事	弓	倉	礼	一
理	事	渡	邊	悟	朗
理	事（事務局長）	金	子	浩	之
監	事	木	村	榮	作
監	事	中	川	英	彦

- 2 この財団法人に、第20条第2項の規定にかかわらず、設立当初の特別顧問を次のとおり置くものとし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

特 別 顧 問	豊 田 章一郎
特 別 顧 問	三ヶ月 章

- 3 この財団法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この財団法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の許可があった日から平成9年3月31日までとする。

財団法人国際民商事法センター会員及び会費に関する規則

（目 的）

第1条 この規則は、財団法人国際民商事法センター（以下「本財団」という。）の寄附行為第29条第1項及び第36条の規定に基づき、会員及び会員が納入する会費に関して必要な事項を定める。

（会 員）

第2条 一般会員は、法人会員、団体会員（法人格のない団体）及び個人会員とする。

2 本財団の理事の在籍（若しくは出身）企業が法人会員である場合は理事会社、評議員の在籍（若しくは出身）企業が法人会員である場合は評議員会社と称する。

（入退会届）

第3条 一般会員として入会しようとする者は、別紙様式1による入会申込書を理事長に提出し、会長の承認を得なければならない。

2 退会届は、別紙様式2によるものとする。

（会 費）

第4条 一般会員が納入する会費は、次のとおりとする。

法 人 会 員	理 事 会 社	年会費1口20万円を2口以上
	評 議 員 会 社	年会費1口20万円を2口以上
	一般法人会員会社	年会費1口20万円を1口以上
団 体 会 員		年会費1口 5万円を1口以上
個 人 会 員		年会費1口 1万円を1口以上

2 名誉会員は、会費の納入を要しない。

（会費の納入時期）

第5条 会費は、毎年6月30日までに当年度分を納入するものとする。

（年度途中の入会）

第6条 10月1日以降翌年3月31日までに一般会員として入会しようとする者が納入する初年度分の会費は、年会費の半額とすることができる。

附 則

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

入 会 申 込 書

年 月 日

財団法人国際民商事法センター

理事長 岡 村 泰 孝 殿

（当社、当団体、私）は、財団法人国際民商事法センターの（法人会員、団体
会員、個人会員）として、入会を申し込みます。

（所在地）

（名 称）

（代表者氏名）

印

* 個人の場合は、住所及び氏名を記載する。

* 略歴書又は登記簿謄本を添付する。

退 会 届

年 月 日

財団法人国際民商事法センター
理事長 岡 村 泰 孝 殿

この度、財団法人国際民商事法センターから退会します。

(所在地)

(名 称)

(代表者氏名)

印

* 個人の場合は、住所及び氏名を記載する。

44 45 46

11. H. 39

——从《金瓶梅》看晚明人的性心理

● 本書の読みかた ● ① 序文・目次を必ず読む。② 各章の冒頭に記す「本章の目的」をよく読んでおく。③ 各章の本文は、まず大筋だけを読んでおき、その後、必要に応じて詳細に読む。

02270

(5) 30

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

● 各 科 考 試 要 點 及 解 題 法 ●

編 集 後 記

事務局次長 相沢繁昌

朝晩すっかり冷え込むようになり、秋の深まりを感じる今日この頃ですが、会員の皆様方にはいかがお過ごしでしょうか。

今年は、夏はアトランタオリンピック、秋には衆議院総選挙と大きなイベントが目白押しでしたが、景気の回復は思うように進まず、企業はもちろん個人会員の皆様にとりましても厳しい状況が続いていることと思います。

本財団が、本年4月16日に法務大臣から設立許可をいただき、正式に発足してから、5月22日に理事会・設立記念式典、9月にはヴィエトナム国法整備支援研修と大きな行事が続き、あっという間に半年が過ぎてしまいました。

本財団は、生まれたばかりのよちよち歩きの段階で、会員の皆様方にはいろいろとご迷惑をおかけしたことと思いますが、ここに機関誌をお届けすることができましたのも、会員の皆様をはじめ、法務省及び国際協力事業団並びに関係者一同の御支援、御協力の賜であると厚く感謝申し上げます。

今後は、11月28日に中国法を中心に第2回国際民商事法シンポジウムを、来年2月にはヴィエトナム、ミャンマー、モンゴルから研修員を迎えて第1回国際民商事法研修を実施する予定でありますので、引き続きの御支援、御協力を御願いたしますとともに、一般法人会員の御紹介につきましても重ねて御願い申し上げます。

最後に、本機関誌の発行に御尽力いただきました、法務省関係者の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後も本誌の内容の充実に努め、国際民商事法に関する情報源となるよう努力いたしますので、よろしく御願いたします。

機関誌名「ICCLC」について

本機関誌の名称である「ICCLC」は、財団法人国際民商事法センターの英語名「International Civil and Commercial Law Centre」の略称です。

今後も国際民商事法分野を代表する雑誌となるべく、「ICCLC」の名称とともに御愛読くださいますようよろしく御願いたします。

発行日：平成8年11月1日

発行者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 金子浩之

〒107 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館

TEL 03(3505)0525

FAX 03(3505)0833

印刷製本：有限会社 一星社

代表取締役社長 杉本恵美

〒104 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03(3552)3566(代)

FAX 03(3553)1271